

「明治日本の産業革命遺産」と強制労働

日 時 2018年6月23日(土) 13:30~16:30
場 所 長崎県勤労福社会館

講演 1 「私たち」の歴史と明治日本の産業革命遺産

講 師 外村大さん (東京大学教授)

講演 2 明治日本の産業革命遺産・強制労働 10の視点

講 師 竹内康人さん (強制労働真相究明ネットワーク)

<発言者・テーマ>

各地域・現場における強制労働の実態

(1) 戦時下長崎における中国人・POW強制労働

報告者 平野 伸人さん (長崎の中国人強制連行裁判を支援する会)

(2) 長崎の朝鮮人強制労働

報告者 新海智弘さん (純心女子高等学校非常勤講師)

(3) 三井三池炭鉱と強制労働 「三井・三池開拓からの報告」

報告者 城野 俊行さん

(前大牟田地区高等学校人権・同和教育研究協議会会長)

(4) 八幡製鉄所と強制労働 「世界文化遺産として隠さず歴史の記載をしよう」

報告者 萩崎 嘉さん (八幡製鉄所の元従用労働問題を追及する会)

<資料>

「強制労働」の事実を認知し「明治日本の産業革命遺産」への記載を求める声明(2015年9月9日)

「明治日本の産業施設の世界遺産登録2年を迎えて」 日韓共同声明 (2017年7月5日)

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に関する

日本政府の保全報告書に対する日韓市民団体の意見書(2018年5月18日)

世界遺産登録に際しての日本政府の説明・見解(外務省ホームページより)

日本政府の保全状況報告書の「インタープリテーション計画」(抜粋)(2017年11月30日)

産業遺産情報センターの設置について(内閣官房・内閣府)

(内閣府産業遺産の世界遺産登録推進室ホームページ「産業遺産情報センターに関する関係府省連絡会議」より)

産業遺産国民会議ホームページ「軍艦島の眞実—朝鮮人従用労働の検証—」より

主 催 強制労働真相究明ネットワーク

(連絡先) 〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 (財)神戸学生青年センター内

ホームページ: <http://www.ksyc.jp/sinsou-net/> mail mitsunobu100@hotmail.com

携帯 090-8482-9725

「明治産業革命遺産」を未来に引き継ぐために

「明治産業革命遺産」（正式名「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」）については、韓国政府が対象資産のうち三菱長崎造船所、三井三池炭鉱、高島炭坑・端島炭鉱（軍艦島）、八幡製鉄所において朝鮮人への強制連行・強制労働があったとして世界遺産にふさわしくないと登録に反対しましたが、日本政府が「1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働く多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徴用政策を実施したことについて理解できるような措置を講じる所存である。」と表明して最終的に2015年7月に世界文化遺産への登録が承認されました。

しかし、三菱長崎造船所—朝鮮人約6000人、連合軍捕虜約500人、八幡製鉄所関連—朝鮮人約12000人、中国人約1000人、連合軍捕虜約2000人、日鉄釜石関係—朝鮮人約2300人、中国人約300人、連合軍捕虜約800人、三井三池炭鉱—朝鮮人約9300人、中国人約2500人、連合軍捕虜約1900人、高島炭坑・端島炭鉱（軍艦島）—朝鮮人約4000人、中国人約400人と、数多くの朝鮮人のみならず中国人、連合軍捕虜がこれらの遺産において強制労働を強いられたという動かしがたい歴史的事実があります。

世界遺産は、ユネスコの世界遺産条約に基づいて登録されますが、そもそもユネスコは第二次世界大戦の惨禍を二度と繰り返さないために「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない。国際平和と人類の共通の福祉」に貢献することを目的として設立された機関です。したがって世界遺産も「歴史上、学術上、芸術上、顕著な普遍的価値を有するもの」を対象としなければなりません。その趣旨からすれば、日本が西洋からの産業技術の移転によって急速な産業発展を果たしたことは歴史的事実ですが、その後1945年の敗戦につながる周辺諸国への侵略の歴史や戦争末期の労働力不足を補うために朝鮮人・中国人・連合軍捕虜に対して過酷な労働を強いたのも歴史的事実です。遺産についてはこのような負の側面も正しく記録・記憶されるように遺産の「全体の歴史」が説明されなければなりません。

日本政府は3年前の登録に際して「強制労働」を世界遺産の「インタープリテーション（説明）計画」に盛り込むと約束しました。しかし登録直後から「強制労働」は朝鮮半島に適用された徴用令に基づくものに限られ、戦争という「異常な状況下」でのやむを得ないものであったなど朝鮮人の強制連行・強制労働が1939年7月に朝鮮半島から85000人の労務労働者を閣議決定したことから始まり、募集、官斡旋、徴用へと拡大していく歴史的事実をも否定する見解を示しています。

昨年末にこの「インターパリテーション計画」を含む日本政府の保全状況報告書がユネスコに提出されました。そこには「朝鮮人労働者を含む労働者に関する情報収集」を「産業遺産国民会議」が担当することとされました。そのホームページには「軍艦島の真実—朝鮮人徴用工の検証」と題して軍艦島について「軍艦島は「地獄島」ではありません」「当時朝鮮人への差別もなく仲よく暮らした」などの元島民の方々の証言だけが紹介され、強制労働させられた人たちの証言などは取り上げられていません。

また日本政府は登録時に「労働を強いられた」(forced to work)と言っていましたが「戦前・戦中・戦後に多くの朝鮮半島出身者が日本の産業の現場を支えていた(support)ことが理解できる展示に取り組む」と「強いられた」を「支えた」へと真逆の表現に変えてしまいました。

そして該当資産のほとんどが九州・山口地域に集中しているにも関わらずこのような歴史を展示する「産業遺産情報センター」を東京に設置するとしているのです。遺産を訪れる来訪者のアクセスを全く配慮していません。

「明治産業革命遺産」の問題は、歴史の真実を直視しどう向きあっていくか私たちに突きつけられた課題だと考えます。「明治産業革命遺産」の負の側面—明治維新以降の日本の産業発展の影にある労働者の苦難の歴史や強制連行・強制労働の歴史を正しく伝えてこそはじめて世界遺産としての「顕著な普遍的価値」を有するものとして次世代に引き継ぐことができるのでないでしょうか。

この問題をみなさんと一緒にこの集会を通じて考えていきたいと思います。

「私たち」の歴史と明治日本の産業革命遺産

外村 大

「明治日本の産業革命遺産」のユネスコ世界遺産登録をめぐっては、関連施設における朝鮮人の強制労働の歴史をどのように考えるかが議論されてきた。その登録にあたっては、日本政府も、これについて説明を行うことを約束している。しかし、その説明がどのようなものとなるのか、戦時期の強制労働の問題に関心を寄せてきた市民の間では懸念が尽きない。今回の長崎での市民集会はそうしたことから準備され、開催されたと理解している。そのことを踏まえて、以下、戦時労務動員、日本の朝鮮植民地支配について学んできた、歴史研究者として考えることを述べることとしたい。

(1) 歴史を考える際の基本

様々な人びとに対して開かれた場所で、しかも多様な国籍・民族に対して開かれた場所で語る歴史は、虚偽や願望に基づくフィクションを加えてはならないのであり、新しい史実や歴史の見方を語るとしても、これまで発掘され、史実として確定してきた事実を尊重したうえでそれがなされなければならない。戦時労務動員（残念ながら、現代日本の一般的な市民の間で、様々なことが正確に理解されているとは思えないが。というのは、複雑な法制度のもとで施行された、したがって、徵用が何であるか、それが勤労奉仕とどう違うのか等々、意外に知っているつもりでもわからないことが多いためである）、朝鮮人の労働については、それなりに研究の蓄積がある。専門的研究者のみならず、ジャーナリスト、市民運動家が発掘しまとめたことも多い。それらを無視することができない。

付言すれば、1990年代前半までは、戦時期の朝鮮人労働者に対する過酷な扱いや強制連行の実態について否定するような発言は、歴史研究の世界のみならず一般の言論でも見られなかった。これは、それを直接見たり、体験したりしていた世代の人びとが語り、後世の人に伝えようとしていたという事情も関係している。強制連行・強制労働を否定する論者は、そうした人びとへの敬意を持っているのかどうか、疑われてもしかたないのでないだろうか。

もっとも過去に起こったことすべてを正確に把握できるかといえば、もちろん不可能である。むしろ、ほとんどのことはわからないといったほうがよいだろう。さらに言えば、自分たちと異なる人びとの体験、そこで意識されたことを理解することはとても難しい。歴史について考える際にはこのことを十分意識する必要がある。

わざわざこのようなことを記すのは、あたかも、自分たちこそが歴史を知っているといわんばかりの態度が、一部の人びとの間に見られるのではないか、と考えるからである。明らかになつていないうことはたくさんある。自分たちが想像している以上に物事は複雑であつたり、残酷であつたり、あるいは意外に過酷な状況の中でも人間らしさが發揮されていたのかもしれない。謙虚な態度をもつて、歴史に接すべきである。

(2) 歴史の排他性と他者理解

一般的に歴史を学び、語る行為は、「私たち」のまとまりを強める機能を持つ。それは「私たち」の共同体を維持するために必要であるだろうが、しかし、そのことは「私たち」の間で排他性を強め、場合によっては、歴史を学び、語る行為が、敵を作り出したり、敵との戦争を準備したりすることに利用されたりもする。

だが、歴史を学び、語ることが常に様々な人間集団の対立のみを作り出すということでもない。むしろ、多様な人びとの相互理解を促す作用も持つ。

そもそも、歴史は、「私だけの歴史」というものはありえず、私が中心となるにしても、何らかの形で他者が登場し、関係してくるのが歴史である。したがって、歴史について考えることは、他者理解でもある。そのことを通じて、私と他者との関係を良好なものに変えていく契機となることはありうるし、そのように、歴史を用いる必要があるだろう。

(3) 「国民の歴史」という視角

では、歴史を語る際、しばしば設定される「私たち」とはどのような人びとの範囲なのだろうか。それは様々であります。そのなかでも、割合頻繁に、かつ無意識のうちに設定しているのは、自分たちの属する国の「国民」である。そして、現在の日本では、日本国民の私たちの歴史と韓国の国民の歴史の認識の相違が意識され、「国民」の歴史とは国家の誇らしさや正統性を語るものであるかのように考えられているように見える。しかし、ある史実についてそれをどのように評価するかということについての認識は確かにそれぞれの人の属性（その重要な一つが国籍）によって異なってくることはあるが、過去に何が起ったかという史実自体が複数あるわけではない。よってまず、何が起ったかを正確に把握する努力が必要である（強制連行・強制労働についてはその努力の結果＝研究の蓄積があることはすでに述べた）。

では、日本人は「国民」の歴史として、朝鮮人の戦時動員をどう考えるべきだろうか。あまり誇らしい歴史にはならないとして、積極的に語らない、若い人びとにも知らせないほうがよいであろうか。そのような態度であってはならないはずである。日本という国は、平和主義や基本的人権の尊重、民主主義を掲げている。戦争遂行が至上課題であるとして、当事者を加えた議論もなしに（朝鮮などの植民地では選挙は行われていないので、国会に朝鮮民族の代表は送り込まれていない）決められた政策に基づき、同じ「日本国民」であるとされていた人びとに過酷な人権侵害が行われたという史実は、二度とそのようなことを起こしてはならないことを意識し、なぜそうしたことが起きたかを考え、理解するために、重要である。朝鮮人の戦時動員についての歴史は、そのような意味で、日本国民として知っておくべき歴史である。また、現在の日本国民のなかには、朝鮮や中国にルーツを持つ人びとやその子孫は少なくないし、今後もその数は増えていくだろう。「日本国民」の歴史を語る際には、そうした人びとにも通じるものでなければなければならないという点にも、留意する必要がある。

(4) 民衆の歴史の視角

とは言え、「私たち」は常にいつでも、国民のみを単位に歴史を考える必要はない。人間

の属性は、国籍だけでなく、ジェンダーや年齢、階層、職業、趣味などいくらでもある。国籍は異なっていても、ある属性において共通している者同士であれば共感でき、理解できる歴史経験は多々ある。「国民の歴史」が、時には排他的な歴史認識を生み出す危険があることを考えると、むしろ、国は違っても同じような体験をしたということを確認し、共感を持ってお互いの歴史について認識することは意義があるといえる。そうしたことの意図的に目指す必要があるだろう。

また、ある国民としてまとめられる人びとのなかでも歴史の経験は多様である。このことは当たり前なのであるが、わざわざそれを指摘しなければならないのは、そうであるにもかかわらず、ある部分のみを、我が国民の歴史のすべてであるかのように思ってしまったり、語ったりすることで、国民のなかの社会集団の経験を忘れさってしまうことがあるためである。

ここで、今回の集会のテーマに関わる歴史について考えて見るべきこととしては、産業の近代化を語る際に、政治的指導者やエリート技術者、経営者の動向に光が当たられる一方で、産業施設の労働者、とりわけ下積みの仕事を担った人びとやその家族たちについて語られることがあまりにも少ないのではないかという点がある。確かに、エリートたちは、困難な国際環境の中で個人的に努力し、優れた決断を下し、リーダーシップを発揮したと評価できるかもしれない。だが、下積みの仕事を担った人たちの存在なくしては、企業活動も、近代化もあり得なかったことを無視してはならないし、「その他大勢」として忘れられてしまいがちな存在であるがゆえに、そのことを語る必要がある。そもそも、大概の人びとにとて身近で、血縁的にもつながりをもつのは、「その他大勢」の民衆である。産業の近代化の歴史に思いをはせる際にも、こうした人びとの存在を忘れてはならない。

その際、近代日本の「民衆」のなかには、朝鮮人がいたことはやはり覚えておくべきだろう。それは、少ない数ではなく、周知のように戦時期には朝鮮人の労働なしには炭鉱は採掘できず、工場も稼働できなかった。また、関連施設の世界遺産登録申請の際には、1910年という区切りで「日本の近代化」を説明しているようであるが、関連施設での労働は確認できないにせよ、1910年以前にも九州地方の炭鉱や鉄道工事の現場には朝鮮人が働いていた。さらに言えば、日本人と朝鮮人との間には同じ「民衆」といっても様々な対立や差別もあったにせよ、「働く仲間」であろうとした歴史もある。

(5) 地域社会の歴史という観角

地域社会という観点で歴史について考えることも、とても重要なことである。それは何より、歴史を身近なものとしてとらえる効果を持つ。それを知ることは、首都の国会や中央庁舎の建物の中で行われていることのみが歴史なのではなく、自分たちの暮らした、生活の場にも歴史があることを実感できるだろう。また、それは「国民の歴史」の排他性を解毒する作用を持つかもしれない。ある国と別の国との関係が対立や葛藤、支配と被支配であったとしても、地域社会の中でこうした動きとは一線を画して人びとの交流があるといったこともありうるからである。

その意味で、例えば、軍艦島の元住民たちが軍艦島のコミュニティの様子を復元し、歴史

を記録しようとしていることはとても意義が大きいといえる。コミュニティを注視するならば、そこに朝鮮人や中国人がいたことに気付くであろうし、そのなかでのお互いの関係は重要な歴史の一部である。

その際、日本人の元住民は、朝鮮人や中国人の元住民たちを、かつて同じコミュニティの一員であったと考えるならば、彼らのことを尊重し、他者理解を心がけて、歴史を語るべきである。もはや、戦時期のことを記憶して語ることができる人は少ないが、残された史料や証言から、どのような気持ちでその空間での労働、生活を過ごしたのか、日本人との関係についてどのように感じていたか等を、朝鮮人や中国人に即して理解しようとする努力が必要であろう。

(6) 葛藤を解きほぐすために

戦時期の労務動員の歴史を語る際に、日本人の間で懸念があるのは、朝鮮人に対する差別や虐待の歴史ばかりがクローズアップされるのではないかということだろう。そのことは、関連施設を観光資源として活用する際にマイナスの影響がでるのではないかという心配も生み出しているかもしれない。また、そこに暮らしている、あるいは暮らしていた人びとにとっては懐かしい、楽しい記憶と結びついた土地が、あたかも奴隸労働の暗い歴史とばかり結び付けて語られるということになれば、それは耐え難い状態と言えるだろう。

しかし、「そうしたことなどなかった、それは捏造だ」というような主張のみが、もし声高に呼ばれるとすれば、その土地で実際に、虐待を受けたことがある者やそれについての語りを聞いたその人の子孫らはどう思うだろうか。やはり、受け入れがたいし、そのような主張をする人びとに対して不信感が募るであろう。

このような、歴史をめぐる葛藤は、現実に起こりつつあるようにも思われる。このことに対するどのような態度をとるべきだろうか。

本日は、日本の市民集会であるので、日本人が忘れがちなことを指摘しておきたい。まず、強制動員被害者やその子孫は、一部の産業施設を虐待や強制連行とのみ結び付けて世界に広めようと主張しているわけではない。人権や平和の尊重ということを意識する者であれば、戦時下の日本人もまた様々な被害を受けたということを意識している。もちろん、強制動員を記憶する韓国人が、日本人がすべて悪の権化であるかのように考えているわけでもない。

例えば、韓国で発表され、それなりに読まれている小説である、作家・韓水山氏の作品「軍艦島」にもそれは描かれている。特攻隊として戦死した兄のことについて嘆き悲しむこともできない日本人女性の様子や長崎の原爆被害の状況についても記されているし、強制動員された朝鮮人の脱走を助けた日本人のエピソードも入れられている。

最初に述べたように、戦時労務動員における、朝鮮人に対する強制連行・強制労働が史実であることは多数の研究蓄積がある。その歴史を日本人、そこに関連する地域の住民が認めることは、積極的な意味を持つはずである。そのことによってこそ、葛藤が解かれ、コミュニケーションが深められていくと考えられる。そのなかでこそ、お互いに大切にすべき記憶が認められるはずであるからである。

明治日本の産業革命遺産・強制労働 10 の視点 2018・6・23 長崎集会
竹内康人（強制労働真相究明ネット）

1 ユネスコ世界遺産とは何か

人類の知的・精神的連帶

1945年ユネスコ憲章前文

戦争は人の心の中で生まれるものですから、人の心の中に平和のとりでを築かなければなりません。世界戦争は人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認するものであり、無知と偏見を通じて人種の不平等という考え方を広めることによっておこなわれました。文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育は、人間の尊厳にとって欠くことのできないものです。また、それは相互の精神を持って果たさなければならない神聖な義務です。平和は、政府間の取り決めではなく、人類の知的・精神的連帶の上に築かれなければなりません。国際連合憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ユネスコを創設します（要約）。

このようなユネスコの目的により、1972年に世界遺産条約が採択され、顕著な普遍的価値を有するとみられる遺産が、世界遺産として認定されているわけです。ユネスコの世界遺産では、「負の遺産」も世界遺産とされ、登録されています。過ちを再び繰り返さないという決意を示しています。

2 産業遺産 資本・労働・国際の3点からみること

明治の産業化・技術導入賛美、労働・国際的視点欠落

世界遺産推薦文のダイジェスト版（初版）

テクノロジーは日本の魂です（改版で削除）。「明治日本の産業革命遺産」は国家の質を変えた半世紀の産業化を証言しています。蘭書を片手に西洋科学に挑んだ「侍（さむらい）」たちは、半世紀の時を経て、近代国家の屋台骨を構築しました。日本は自らの手で産業化をすすめ、植民地にならずに、地政学上における日本の地位を世界の舞台に確保しました。後に日本を世界の経済大国に押し上げる重工業の基盤をつくりました。この産業革命遺産には、顕著な普遍的価値があります（要約）

3 明治賛美の歴史認識でいいのか 萩城下町・吉田松陰

産業遺産登録に合わせた歴史の物語作り

「明治日本の産業革命遺産」では、萩の城下町（城跡・旧上級武家地・旧町人地）、萩の反射炉、松下村塾（松下村塾と吉田松陰幽囚の旧宅）、恵美須ヶ原造船所跡、大板山たら製鉄遺跡が構成遺産とされています。

萩（長州）藩による製鉄、造船などの産業化、吉田松陰の教育が日本の産業革命の起点とされています。萩博物館の世界遺産企画展の冊子『明治日本の産業革命遺産と萩』では、萩の城下町が工業化に取り組んだ封建社会の特徴を濃密に現代に伝えるものとし、吉田松陰が「工学教育の先駆者」とされています。長州藩による密航留学者が維新変革後にできた工部省を担ったとはいえ、吉田松陰の松下村塾と幽囚旧宅を産業遺産とするには無理があります。

吉田松陰は、天皇中心の水戸学の影響を受けつつ、海外情勢を学ぼうとしました。1854年の「幽囚録」では、軍艦や大砲を備え、「蝦夷」、カムチャツカ、オホーツク、琉球を支配し、朝鮮、満洲、台湾、ルソンなども占領して、進取の勢いを示すことを呼びかけています。1855年

の「獄是帳」では、国力を養い、ロシア・アメリカとの交易での損失は朝鮮・満洲の土地で償うべきと記しています。

鏡としての朝鮮認識

維新変革後、山口県出身の伊藤博文、山県有朋、桂太郎、寺内正毅、田中義一が日本の首相となりました。かれらは日清戦争、日露戦争、第1次世界戦争、山東派兵など朝鮮・中国への侵略戦争に関与しました。萩市内には、伊藤博文、山県有朋、桂太郎、田中義一の像があります。侵略と植民地支配への反省は示されません。

4 朝鮮人・中国人・連合軍捕虜の強制動員数は

戦時の総力戦体制の下で、朝鮮人・中国人・連合軍捕虜などの強制動員(強制連行・強制労働)がすすめられました。

朝鮮人の労務動員は、日本政府がたてた労務動員計画によって、1939年からは募集、1942年からは官斡旋、1944年からは徴用を適用して、すすめられました。募集といつても、企業の申請を受け、政府が計画した労務動員によるものです。動員現場から逃走すると警察が指名手配し、発見されると逮捕され、現場に連れ戻されました。募集の名による動員であっても、動員先での移動の自由はなく、労働が強制されたのです。現員徴用された人びとも多くいます。

朝鮮人の日本への労務での強制動員数については、内務省の内鮮警察の労務動員調査史料から1939年から43年末までの府県別、年度別の労務動員数約50万人が判明します(「労務動員関係朝鮮人移住状況調」1943年末現在)。1944年度については、府県別の動員予定数が29万人であったことがわかります(「昭和19年度新規移入朝鮮人労務者事業場別数調」)。これらの史料や他の動員資料から、日本への労務での動員数を約80万人とみることができます。軍人軍属の動員数は37万人ほどとみるのが妥当です。

合計すると、労務や軍務で115万人を超える朝鮮人が日本などに強制動員されました。朝鮮内での労務動員数はこの数倍になります。

中国人は日本へと約3万9000人が強制連行され、135か所で労働を強制され、約6800人が死亡しています。

欧米系捕虜約3万6000人が日本に連行されました。強制労働のための日本の捕虜収容所は、派遣所を含めると約130か所になりました。敗戦時には約3万2000人が収容されていました。日本への連行後の死者は約3500人です。

明治日本の産業革命遺産関係では、朝鮮人3万人以上、中国人4000人以上、連合軍捕虜5000人以上が動員され、労働を強いられました。

4-1 明治日本の産業革命遺産・強制労働者数

強制労働企業	朝鮮人	中国人	連合軍捕虜
日本製鉄八幡製鉄所	約4000	—	1353
日鉄八幡港運	約4000	201	—
日鉄鉱業二瀬炭鉱	約4000	808	601
日鉄鉱業釜石鉱山	約1000	288	410
日本製鉄釜石製鉄所	1263	—	401
三菱重工業長崎造船所	約6000	—	約500
三菱鉱業高島炭鉱(高島・端島)	約4000	409	—
三井鉱山三池炭鉱	9264	2481	1875
合計	約33400	4187	5140

参考 中央協和会「移入朝鮮人労務者状況調」1942年、厚生省勤労局「朝鮮人労務者に関する調査」(長崎県分・福岡県分)1946年、石炭統制会「半島人労務者供出状況調」「労務状況速報」「雇入解雇及就業率調」「主要炭礦給源種別現在員表」「給源種別労務者月末現在数調」、日本製鉄総務部勤労課「朝鮮人労務者関係」1946年、高浜村「火葬認証下附申請」、外務省「華人労務者就労事情調査報告書」1946年、POW研究会「研究報告」、福岡県「労務動員計画ニ依ル移入労務者事業場別調査表」1944年

5 長崎県炭鉱・朝鮮人強制動員の状況は

では長崎県への朝鮮人の強制連行、特に炭鉱への連行の状況はどのようなものだったのでしょうか。内務省警保局内鮮警察資料、中央協和会の調査報告、石炭統制会の統計資料などから、みてみましょう。

5-1 長崎県・朝鮮人強制連行者数

年度	動員数
1939 年度	5195
1940 年度	4638
1941 年度	4871
1942 年度	8504
1943 年度	8883
1939~43 年計	32091
1944 年度予定数	17800

「労務動員関係朝鮮人移住状況調」1943年末現在
(『種村氏警察参考資料第110集』)「昭和19年度
新規移入朝鮮人労務者事業場別数調」(『種村氏警
察参考資料第98集』)から作成(内務省史料)
長崎県に動員された朝鮮人は5万人ほどとみられ
ます。

5-2 長崎県炭鉱・朝鮮人強制連行数 1942年6月まで

炭鉱名	承認数	連行者数	現在員数
三菱鉱業 高島	1835	1110	700
三菱鉱業 崎戸	2269	2058	1344
住友鉱業 芳野浦	640	603	202
住友鉱業 潜竜	1800	1714	1154
日鉄鉱業 鹿町		71	60
日鉄鉱業 加勢		431	279
日鉄鉱業 池野	1800	554	382
日鉄鉱業 柚木		210	149
日鉄鉱業 神田		501	364
日産化学 矢岳	2050	1709	581
松島炭鉱 大島	485	461	322
日塙鉱業 江迎	700	639	348
東亜鉱業 中里	350	362	119
日満鉱業 江里	250	56	20
野上東亜鉱業 神林	450	441	248
中島鉱業 鯛ノ鼻	750	450	208
香春鉱業 今福	300	276	32
川南工業 香焼	100	97	54
計	13779	11743	6566

中央協和会「移入朝鮮人労務者状況調」から作成。連行者数、現在員数は1942年6月末の数、承認数は1939年から41年度にかけての合計を示す。

5-3 長崎県炭鉱・朝鮮人集団連行状況・1943年

三菱 高島			三菱 崎戸			住友 北松浦			日鉄 北松			日鉱 矢岳			日窒 江迎		
月	道	人数	月	道	人数	月	道	人数	月	道	人数	月	道	人数	月	道	人数
1	全南	200	3	慶北	228	2	京畿	240	1	黄海	298	4	忠南	96	4	忠北	29
4	黄海	90	4	慶北	257	5	慶北	194	3	江原	248	6	全北	74	5	忠北	16
5	黄海	87	5	慶北	55	6	慶北	35	4	黄海	94	7	全北	54	6	全北	98
8	全南	100	7	全北	83	8	忠北	235	6	全北	233	8	全南	95	8	全北	70
10	全北	120	8	全南	82	9	忠北	8	6	京畿	83	9	全北	65	9	全北	14
			9	全南	12	11	慶南	112	7	京畿	50	11	忠南	78	11	江原	144
			9	全南	91				9	全南	168	12	忠南	95			
			10	全南	196				11	全北	68						
			11	全南	82				12	江原	98						
									12	全北	96						
計		597	計		1086			824	計		1436	計		557	計		371

中島 江口			野上 神林			東亜 中里			松島 大島			長崎 伊王島			松浦		
月	道	人数	月	道	人数	月	道	人数									
3	忠北	85	1	忠北	84	1	慶北	100	6	黄海	96	1	忠北	92	6	京畿	100
4	忠北	15	6	慶南	74	4	慶北	71	7	黄海	38	12	忠北	44	7	忠南	50
6	一	10	9	慶南	26	8	慶北	21	10	忠南	94					計	150
6	黄海	188	9	忠北	89	8	慶北	60								吉原 大志佐	
10	黄海	100														月 道 人数	
12	黄海	91														6 黄海	100
計		489	計		273	計		252	計		228	計		136	計		100

石炭統制会労務部京城事務所「半島人労務者供出状況調」(1943年1~12月)から作成。人数の数値は朝鮮から送られたときのものである。太字は「再供出」を示す。1943年に長崎県の炭鉱に6500人ほどが連行された。

5-4 長崎県炭鉱・朝鮮人連行状況 厚生省勤労局 1946年調査

炭鉱名	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	1945年	計	
三菱鉱業 高島					314	516	241	228	1299
三菱鉱業 崎戸									2899
住友鉱業 潛竜									不明
日鉄鉱業 北松(鹿町?)			15	15	231	366	286	109	1022
日窒鉱業 江迎	6	4	55	138	105	110	29		683
野上東亜鉱業 神林			29	186	62	102	201	70	676
中島鉱業 鯛ノ鼻					194	134	457	153	938
中島鉱業 徳義							227	49	276
昭和鉱業 平田山							191	69	260
昭和鉱業 土肥ノ浦					2	12	41		55
吉原鉱業 大志佐						66	249	132	447
長崎鉱業 伊王島						116	340	22	478

厚生省勤労局報告書長崎県分から作成。年度の動員数の統計がない事業所については名簿を集計して動員数を記した。5-3と照合すると、43年の動員者で不明のものが多いことがわかる。判明分。

詳細は 竹内「長崎県炭鉱への朝鮮人強制連行」『戦争責任研究 89』2017年

6 三池炭鉱と高島炭鉱への朝鮮人動員の状況

集団移入数と強制動員の状況

石炭統制会福岡支部「支部管内炭礦現況調査表」には、福岡・佐賀・長崎・山口などの炭鉱での、月末現在鉱夫数（坑内・坑外）、本月中移動（雇入・解雇）、就業率・出炭高、平均賃金、事故（死亡・負傷）などが掲載されています（九州歴史資料館蔵）。

月末現在鉱夫数と本月中移動の欄には「集団移入」の欄があり、現在員数・雇入数・解雇数が記されています。集団移入とは朝鮮半島からの移入者を示すものです。この「支部管内炭礦現況調査表」での集団移入の記載から、動員朝鮮人の月ごとの雇入数・解雇数・現在員数が判明します。

「支部管内炭礦現況調査表」は2枚で作成され、1942年4月から1945年1月までのもの残っていますが、1942年6・7・10月、1943年7・9・10・11月、1944年1・2・3・4・6・11月分が欠落し、1943年2月は1枚目、3月は2枚目が失われています。「支部管内炭礦現況調査表」は、1942年4月から45年1月にかけての20か月分が残され、14か月分が欠落しています。

不明の月があるものの、「支部管内炭礦現況調査表」からは、1942年4月から45年1月の間、九州・山口の59か所の炭鉱と3つの統制組合下の炭鉱に9万3000以上の朝鮮人が集団移入されたこと、その月ごと、炭鉱ごとの集団移入の状況を知ることができます。現在員数は年ごとに増加し、炭鉱ごとの増加の推移がわかります。

「支部管内炭礦現況調査表」に加え、石炭統制会の他の文書を参照すれば、1942年4月から1945年1月までの九州の主要炭鉱への朝鮮人の集団移入の状況がほぼ判明します。

詳細は「第11回強制動員真相究明全国研究沖縄集会・資料集」所収の竹内報告参照

6-1 三池・高島 集団移入朝鮮人數 支部管内炭礦現況調査表から作成

年月	三井三池炭鉱					三菱高島炭鉱(高島・端島)				
	朝鮮人		現在数			朝鮮人		現在数		
	移入数	解雇数	集団 移入	華人・ 俘虜	全鉱夫	移入数	解雇数	集団 移入	華人・ 俘虜	全鉱夫
1942.4	0	5	273		20348	83	0	589		4597
1942.5	251	80	444		20269	91	0	680		4853
1942.8	0	59	285		20982	88	2	754		4946
1942.9	315	36	564		20371	100	51	803		5014
1942.11	461	38	954		20329	97	4	975		5192
1942.12	289	28	1215		20247	72	24	1025		5327
1943.1	2	71	1146		22942	189	66	1148		5698
1943.3	0	57	1083		20865	1	40	1062		5581
1943.4	1146	33	2199		21361	84	13	1133		5591
1943.5	206	137	2281		20779	89	6	1213		5577
1943.6	0	86	2196		20512	0	10	1203		5560
1943.8	336	98	2377		20960	94	1	1291		5587
1943.12	68	89	2946		19944	0	13	1263		5250
1944.5	0	171	3297	1143	21519	106	43	1386	0	4756

1944.7	447	167	3464	1560	22851	23	1	1342	404	4925
1944.8	607	63	4008	1558	24383	97	43	1404	401	5094
1944.9	158	76	4085	1726	25273	428	26	1883	399	6019
1944.10	83	46	4114	2059	25448	9	26	1793	397	5900
1944.12	198	28	4451	2034	26129	0	1	1732	394	5973
1945.1	304	69	4594	2223	28366	164	12	1924	391	6167

「支部管内炭礦現況調査表」から作成。移入数・解雇数は集団移入の朝鮮人を示す

6-2 三井三池炭鉱・朝鮮人動員数 諸資料総合

年月	動員 數	典 拠	動員数資料						動員道郡 2·4·5
			移入 数 1	供出 数 2	雇用 数 3	年動員 數 4	万田坑名 簿数 4		
1940 計						93			
1941 計						96			
1942.1	?								
1942.2	?						98	忠南牙山	
1942.3	?							3月までに 367	
1942.4	0	1	0						
1942.5	251	1	251						
1942.6	?		?					6月までに 618	
1942.7	?		?						
1942.8	0	1	0						
1942.9	315	1	315				82	忠北忠州槐山,江原原川	
1942.10	?		?						
1942.11	461	1	461				77	忠南保寧	
1942.12	289	1	289				49	京畿楊平驪州,江原洪川	
1942 計						1834			
1943.1	0	2	2	0					
1943.2	0	2	?	0					
1943.3	0	2	0	0					
1943.4	1157	2	1146	1157			195	黃海黃州,京畿驪州	
1943.5	220	2	206	220	233				
1943.6	0	2	0	0	9				
1943.7	0	2	?	0	10				
1943.8	359	2	336	359	345		92	京畿京城	
1943.9	695	2	?	695	660		189	京畿水原	
1943.10	0	2	?	0	7				
1943.11	239	2	?	239	224		129	江原蔚珍,京畿京城,忠北	
1943.12	68	2	68	68	87				
1943 計				2738		2889			
1944.1	113	3	?		113		104	慶南晉陽宜寧	
1944.2	207	3	?		207		23	慶南晉陽	
1944.3	280	3	?		280		54	京畿京城	

1944.4	306	3	?		306		98	京畿龍仁広州
1944.5	52	3	0		52			
1944.6	57	3	?		57		30	京畿京城
1944.7	463	3	447		463		87	京畿平沢安城
1944.8	630	3	607		630		202	慶南南海全北金提高敞淳 昌長水、鉄路・春採転換 470
1944.9	158	1	158					
1944.10	83	1	83					
1944.11	?		?					
1944.12	198	1	198				61	忠南公州扶余
1944 計					2466			
1945.1	304	1	304				64	忠南大德
1945.2	?							
1945.3	132	5						麗水分、全南谷城、高興
1945.4	?						49	全南海南珍島高興
1945.5	?							
1945 計					1886			
合計					9264			

典拠 1「支部管内炭礦現況調査表」、2「半島人労務者供出状況調」、3「労務状況速報」「県別炭礦労務者移動調」

ほか、4 厚生省労働局調査福岡県分集計・三池万田坑名簿、5 北炭「徴用労務者 5 月輸送状況報告ノ件」

1942年7月以降の判明分は約6800人。

6-3 三菱高島炭鉱・朝鮮人動員数 諸資料総合

年月	動員 數	典 拠	動員数資料						備考
			移入数 1	供出数 2	雇用数 3	名簿数 4	出身郡 2・4		
1942.3									3月までに 925 動員
1942.4	83	1	83						
1942.5	91	1	91						
1942.6	?		?						6月までに 1110 動員
1942.7	?		?						
1942.8	88	1	88			90	忠北槐山		
1942.9	100	1	100			63	忠北清州		
1942.10	?		?			116	黃海延白碧城		
1942.11	97	1	97						
1942.12	72	1	72			45	全南光州		
1942 計									
1943.1	200	2	189	200		214	全南全南和順		
1943.2	0	2	?	0					
1943.3	0	2	1	0					
1943.4	90	2	84	90			黃海		
1943.5	87	2	89	87	89	107	黃海信川		
1943.6	0	2	0	0	0				

1943.7	0	2	?	0	2			
1943.8	100	2	94	100	96	49	全南長城	
1943.9	0	2	?	0	0			
1943.10	120	2	?	120	101	146	全北金堤完州	
1943.11	0	2	?	0	0			
1943.12	0	2	0	0	1			
1943 計				597				
1944.1	73	3	?		73	90	慶南晋州南海	
1944.2	39	3	?		39			
1944.3	18	3	?		18			
1944.4	92	3	?		92			
1944.5	120	3	106		120	49	慶南咸陽	
1944.6	33	3	?		33			
1944.7	36	3	23		36	23	慶南宜寧	
1944.8	97	1	97		270	79	慶南密陽,京畿楊州富川	
1944.9	428	1	428					サハリンから 410
1944.10	9	1	9					
1944.11	?		?					
1944.12	0	1	0					
1944 計								
1945.1	164	1	164			92	全南順天	
1945.2	102	4				102	全北井邑	
1945.3	34	4				34	全北益山,忠北堤川	
1945.4	?							
1945.5	?							
1945 計								
合計					1299		厚生労働省名簿載分	

典拠 1「支部管内炭礦現況調査表」、2「半島人労務者供出状況調」、3「労務状況速報」「県別炭礦労務者移動調」ほか、4 厚生省勤労局調査・高島炭鉱名簿 1942年7月以降の判明分は2000人を超える。

6-4 端島・強制連行朝鮮人の証言

氏名	連行年月	出身	連行	労働	出典
李任述	1939	慶南咸安	1日5円、食事は白米という甘言で連行、新参者は1円50銭という	1940.7 炭車事故。右肺破裂、死亡	2・4
表相万	1939	慶南固城	村で14人の割当で連行、弟はマレーの捕虜監視員にされ連行	1942.2 落盤で死亡、弟が遺骨を受け取りに、労働は残骨を旧豎坑に捨てる、1971年三菱は死亡証明書発行	2
李又福	1939	慶南固城	連行後、帰郷・結婚、妻と端島へ	1943.6 埋没事故死亡、妻は悲しみと生活苦で病氣、早逝	2
劉喜亘	1940	慶南統營、関西	14歳で渡日、友人と端島の吉田飯場へ、飯場に朝鮮人約160人	吉田飯場は海底に近い危険な切羽を担当、泳いで中ノ島へ、筏を組み、脱出、島根から軍属労働員・タラワへ連行	2・3
崔洛相	1941	慶南晋陽	2年満期前に帰郷・結婚、再度端島へ	1943.12 落盤で窒息死	2
南武岩	1942	慶北	微用で2円、請負で、11時間で3円とされた	3交替で昼夜労働、1年目は米飯が出たが、43年にはジャガイモや大豆カスを丸めた食物へ、逃亡し、八幡製鉄・宮崎都城	6

				飛行場工事	
金先玉	1942. 8	忠北槐山	40人で連行、9階建下のパラック4棟に収容、8畳に6~7人	2年は採炭、2年が運搬、坑木、豆カスやイワシの食事、酸欠で死にかけることも、被爆後の長崎の清掃も	1
徐正雨	1943. 4	慶南宜寧	14歳、300人を連行、島の北端の2階建と4階建に収容、狭い部屋に7~8人	ケーブル線による殴打などの暴力的脅迫によって入坑、食事は豆カス80%と玄米20%の飯とイワシ、監獄島だった、三菱長崎造船に転送、幸町寮へ・被爆	1・2
尹椿基	1943. 10	全北金堤	17歳、100人が長崎に連行、うち50人が端島へ。病棟裏の3階建に収容	3交替で低い天井、ノルマ炭車10台以上、さつまいもや少量の外米飯	2・5
崔璋燮	1943	全北益山	14歳、高等小で青年訓練の最中に捕まる、9階建の地下1階へ(40人を3室)、原田隊の第2中隊第2小隊・6015番	採炭労働へ、3交替と2交替、逃亡して捕まると皮膚がはがれるほど叩く、まさに収容所のような場所、人間の地獄がここだなと思った、被爆後の長崎の清掃	1
姜道時	1944. 9	慶南昌原・サハリン	1940年塔路炭鉱に連行、家族と別れ単身で端島へ、朝鮮人寮に300人、吉田飯場と家族持ちが200人	担当した切羽の炭層は薄く、ガスが多くて地熱が高かった。海水が天床から落ち、皮膚が黒く焼けた。文鎮や皮バンドで殴打し、海水を頭からあびせ、地下室に押込む	2
金永吉	1944. 9	全南求礼・サハリン	塔路炭鉱から転送、木造2階建に収容、食事は死がない程度の粗末なもの	入坑すれば間、寮はしぶきで窓を開けれず、昇坑して堅坑から歩く間だけ人間に戻った、入坑しないと外勤が殴る、逃亡に失敗した者は見せしめのリンチを受けた	2
文甲鎮	1944. 9	慶北達城・サハリン	1941. 10 北小沢炭鉱に連行、端島に転送	深部で採炭、大豆カスにわずかな米、いつも空腹、米軍攻撃で石炭船が沈没、高島発電所への空襲・停電で端島での採掘中止	7
黄義学	1944. 9	全北南原・サハリン	1942夏・塔路炭鉱に連行、端島に転送、できたばかりの宿舎に収容	3交替で石炭掘り、坑内は熱帯のように熱く、火が踊っていた、食事は少ない、8.15解放で踊って喜ぶ	7
田永植	1945. 1	全北井邑	3~40人の連行、9階建の1階(半地下)へ	坑内で石炭の積み込み、2交替、監獄のような場所、被爆後の長崎で片付けに動員、同胞の手配した闇船で帰国	1
朴準球	1945. 1	全南順天	貧しいものたちを徵用、麗水から長崎を経て端島へ、9階建の一番下へ	坑道を丸太で支える労働、坑内はガスの臭いで息苦しい、給料は貰えず、昼夜仕事をして握り飯2つ	1
趙再燮	1945. 1	全南順天	端島に連行	1945. 7落盤で死亡、妻は子を残して家を出、子は奉公、叔父の家に預けられる、遺骨は同胞が届けた	2
金東植	一	全北務安	結婚直後披露宴で徵用、端島へ	労務が膝を歛る、その傷が悪化して歩けなくなり、1945. 10端島で死亡	2

出典 1 長崎在日朝鮮人の人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、2 林えいだい『死者への手紙』、3 同『地図にないアリラン峠』、4 同『妻たちの強制連行』、5 百萬人の身世打鈴編集委員会『百萬人の身世打鈴』、6 大分県朝鮮人強制連行共同調査団『朝鮮人「強制連行」大分県の記録』、7 長崎在日朝鮮人の人権を守る会『原爆と朝鮮人7』、厚生省労働局・長崎県分高島炭鉱名簿、高浜村火葬許可申請書類で補記、連行年は推定を含む

6-5 福岡県朝鮮人強制連行者数・1945年1月末現在

種別	移入数	現在数	逃走数
鉱山	141921	50351	76267
工場	7365	4176	3077
土建運輸	6752	2912	2944
合計	156213	57447	82448

福岡県「事務引継書」(1945年6月10日知事更迭)所収「移入労務者移入数並ニ現在数」(協和会関係文書)から作成。合計数は合わない。別の史料(興生会関係)には1945年第1・4半期分として45年3月までに1万2989人の移入とある。連行数は16万人を超える

るものになる。

6-6 福岡県石炭労働者現在数内訳 1945年3月現在)

内地人	119929	うち既住半島人 4590 人
集団移入半島人	52534	うち新規徴用約 9800 人
華人	5047	
俘虜	5490	
勤労報国隊	9270	
女子挺身隊	349	
合計	195860	

福岡県「事務引継書」(1945年6月10日知事更迭)所収・国民動員関係文書から作成

7 強制労働・日本政府の歴史認識の問題

2015年7月の「明治日本の産業革命遺産」の登録認定に際し、日本政府は、「日本は、1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働くさせられた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である」(日本政府訳)と発言しました。

原文は、Japan is prepared to take measures that allow an understanding that there were a large number of Koreans and others who were brought against their will and forced to work under harsh conditions in the 1940s at some of the sites, and that, during World War II, the Government of Japan also implemented its policy of requisitionです。

ここで「a large number of Koreans and others」は「数多くの朝鮮人や他の人々」、「brought against their will」は「かれらの意思に反して連行され」、「forced to work under harsh conditions」は「ひどい状態で労働を強いられた」と訳せます。「others」は中国人や連合軍捕虜を示しています。日本はこの登録に際し、情報センターの設置など犠牲者を記憶するために適切な処置をとるとしました。

この発言ののち、日本政府は「forced to work」は「働くさせた」であり、「強制労働の意ではない」とし、「戦時の朝鮮半島出身者の徴用は、国際法上の強制労働にあたらない」としました。

日本政府は、朝鮮半島出身者が意に反して徴用されたこともあったが、違法な強制労働ではなかったという認識を示したわけです。日本政府の計画した労務動員により、朝鮮人の強制動員がなされた時期は1939年から45年にかけてですが、日本政府は徴用の期間を1944年の9月以降に限定し、その数を少なく見積もっています。

2017年11月末、日本政府が世界遺産センターに出した「保全状況報告書」では、戦前・戦中・戦後に朝鮮半島出身の労働者が産業化を「サポートした」と記しています。

8 官邸主導の世界遺産登録と明治150年での賛美

世界遺産への登録は文部科学省の外局である文化庁が担当していました。しかし、「明治日本の産業革命遺産」は安倍晋三内閣が官邸主導ですすめました。

「明治日本の産業革命遺産」は当初「九州・山口の近代化産業遺産群」の形で世界遺産登録をすすめてきました。その活動をすすめていた加藤康子氏の父は自民党政調会長や農水相など

を務めた故加藤六月です。安倍氏は加藤氏の友人であり、その活動に理解を示してきました。

2012年末に安倍内閣（第2次）が成立すると、2013年3月、「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」の下に産業プロジェクトチームがおかれ、世界遺産への登録をめざしました。加藤氏はプロジェクトチームのコーディネーターになりました。和泉洋人氏は内閣官房で地域活性化統合事務局長として活動していましたが、2013年1月に首相補佐官となり、地域活性化を担い、世界遺産への登録を支えました。同年、世界遺産登録にむけ、景観法が改正されました。さらに同年9月、産業遺産国民会議（一般財団法人）が設立され、民間で推進の活動を強めました。

同年9月17日、菅義偉官房長官は「明治日本の産業革命遺産」を推薦候補とすると発表しました。菅官房長官の「裁定」と呼ばれています。政府は世界遺産の推薦候補に産業遺産を割り込み、「長崎の教会群とキリスト教関連遺跡」を後回しにするよう「調整」したのです。産業遺産が「首相案件」とされ、官邸が有識者会議の動きを使いながら、文化庁の世界遺産の推薦候補選定に介入し、文化庁を従わせたのです。

この「裁定」を経て、2014年1月、安倍内閣は「明治日本の産業革命遺産」の登録推進を、閣議で了承しました。政府はユネスコ世界遺産委員会に正式な推薦書を出しました。この登録にむけ、2014年4月、元ユネスコ大使の木曾功氏が内閣官房参与に任命されました。

2015年7月のユネスコ世界遺産委員会の直前、加藤康子氏が内閣官房参与とされ、佐藤地ユネスコ日本大使とともに和泉洋人・木曾功氏らと、7月の世界遺産委員会で登録にむけて活動しました。官邸主導の「明治日本の産業革命遺産」の登録でした。

2018年の官邸による明治150年賛美宣伝では「明治日本の産業革命遺産」が中心に据えられています。

9 産業遺産国民会議・新たな歴史の歪曲の問題

産業遺産国民会議は政府官邸とともに「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産への登録をすすめました。この団体は「軍艦島の真実」というウェブサイトを作成し、2017年10月、「世界遺産・軍艦島は地獄島ではありません」と訴える映像をアップしました。

映像では、元端島住民が、日本人と朝鮮人は一緒に働いた、景気がよいため、家族連れで來た、端島には人情があり、人間味のある扱いであった、虐待した事はない、みんな友達で差別したことではない、仲よくししようなどと話しています。

そこでは戦時に強制連行され、ひどい虐待を受け、人権を蹂躪されたとする主張の多くは事実と異なり、強制連行や虐待はねつ造としています。

これらの映像には、近代の高島炭鉱（高島・端島）での圧制や虐待の史料の提示はありません。戦時の高島炭鉱への労務動員数を示す史料や朝鮮や中国から動員された人びとの証言もありません。ここには、歴史を批判的にみて、被害者の側に立って考える、歴史から人権と平和についての教訓を得ようという姿勢がみえません。元端島住民の郷愁を利用し、端島の世界遺産登録にともなう観光地化にむけて、都合のよい物語が示されています。

問題は、地獄島であったか否かではありません。日本政府が策定した労務動員計画により、高島炭鉱（高島・端島）に4000人近い朝鮮人が「集団移入」の名で強制動員されました。中国からは400人ほどが連行されました。戦時には「内鮮一体」「鉱業報国」の名で労働が強制されました。当時、労働現場は軍事組織のようになり、労務担当による殴打は日常的でした。動員された人々にとって、端島は「仲の良いコミュニティ」ではなかったのです。採炭現場での労働者の共同性をもって、動員の強制性をうち消してはならないのです。

端島に強制動員された人びとの証言が複数あります。かれらが、海底深部で炭鉱労働を強制され、逃れることができない監獄、地獄のような場所だったと語っているのです。それを採用

することなく、証言に難癖をつけ、「虐待した事はありません。どうぞ皆さん、仲よくしましよう」という元住民の発言を示しても、動員された人びとは納得できないでしょう。

産業遺産国民会議による「軍艦島の真実」のサイトでは、端島での強制労働を紹介する著作を批判し、中国人強制労働についても旧島民の証言を編集する形で否定しています。「端島は地獄島ではない」と宣伝し、中国人の強制労働もなかったというのです。

2016年6月の三菱マテリアルと中国人強制連行者の和解合意で、三菱マテリアルは三菱マテリアルの前身の三菱鉱業とその下請け会社が3765人の中国人を受け入れ、「劣悪な条件下で労働を強いた」こと、そこで722人が亡くなったことなどを認めました。そして当時の使用者としての歴史的責任を認め、「深甚なる謝罪」と「深甚なる哀悼」の意を表しました。ここには、高島・端島に連行された409人の中国人も含まれています。

すでに三菱マテリアルは中国人に対して「劣悪な条件下で労働を強いた」こと、すなわち強制労働を認め、謝罪と哀悼の意を表しているのです。

端島坑には強制労働はなかった、「仲の良いコミュニティ」であった、監獄島・地獄島ではなかったと宣伝することは無理です。「強制労働はなかった」と宣伝することは、歴史の真実の否定であり、被害者や関係者の心を苦しめるものです。被害者の声を受けとめ、企業として歴史的責任をとろうとする活動にも反するものです。

10 強制労働の場を平和・友好の場とする

人間の尊厳回復と正義と平和の実現

反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為による損害賠償権

1990年代に入り、韓国や中国の強制労働の被害者がその謝罪と賠償を求めて立ちあがりました。いまも韓国では強制労働の裁判が続いている。被告は三菱重工業や新日鉄住金などです。

戦後補償要求の高まりのなかで、国際労働機関（ILO）は1999年3月に、戦時の朝鮮人・中国人などの強制労働を、強制労働に関する条約（ILO第29号条約）に違反すると判断しています。国際的には強制労働と認知され、条約違反に対しての国家責任が問われているのです。

ILOの専門家委員会は、日本政府に対して、遅きに失ることがないよう被害者の期待に応える措置をとるようにと勧告しています。

2012年、韓国の大法院は、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為による損害賠償権が請求権協定の適用対象に含まれていたとみることは難しいとし、請求権協定によって個人の請求権は消滅していないという判断を示しました。

強制動員という不法行為への被害者個人の損害賠償請求権を認めたのです。以後、韓国の判決では、企業に対する個人の損害賠償請求権を認めるようになり、原告が勝訴するようになりました。韓国政府も司法判断に従う姿勢を示すようになりました。

このような動きに応え、日本政府と三菱、三井、新日鉄住金などの企業は、強制労働の事実を認め、産業遺跡に強制労働の史実を記し、語り伝えるべきでしょう。戦時の強制労働問題の解決にむけて、賠償基金を設立するなどの事業をすすめるなど、積極的に活動することが求められているのです。

戦争の歴史を批判的にとらえ、加害の歴史を明らかにすることは「反日」でも、「自虐」でもありません。それは人間の尊厳回復のための作業であり、人が大切にされる社会をつくるための活動です。正義と平和の実現にむけての前向きな活動なのです。

人類の知的・精神的連帯を！

『戦時下長崎における中国人・pow 強制労働』

2018年6月23日

長崎の中国人強制連行裁判を支援する会・pow 研究会

平野伸人

1、【中国人強制連行問題】と長崎

①被爆50年平和公園の工事から学んだもの

「被爆50周年（1995年）を控えた1992年、現在の長崎平和公園は大きな改修工事が行われました。工事が始まってまもなく、建造物基礎部分や死刑場の基礎部分といった、旧浦上刑務支所の遺構が地中から顔を出してきました。さらに、この刑務支所で夫を亡くし遺骨の返還を求める韓国人の存在や、強制連行の末に原爆の犠牲となった中国人の存在も次々に明らかになっていったのです。このことをきっかけに浦上刑務支所で原爆で亡くなった中国人32人、朝鮮人少なくとも13人（135人の死亡・収容者81人中45人の中国人と朝鮮人）という事実に向き合うことになりました。

「死者への手紙」と言う形で中国に出した手紙からは次々と返事がありました。「父は生きているかもしれない、かすかな希望をもっていたのに・・・」「夫がいなくなつて、私たち家族は生活も出来なくなりました。」と言った悲痛な叫びがかえってきたのです。

1992年夏に訪中した私たちは、鹿町・崎戸・高島・端島に強制連行された人々のうちの生存者と面会すると同時に、原爆犠牲者の遺族にも面会しました。「突然、日本軍が連行していった。日本に行つたらしいとしか知らされていない」半世紀たつても、遺族は、父が、兄が、夫が、原爆で亡くなつたという事実さえ知らされてはいませんでした。

②平和公園と浦上刑務支所

原爆が投下された当時、現在の平和公園のある丘にあった「長崎刑務所・浦上刑務支所」は、日本の最西端にある刑務所でした。上海航路で中国ともっとも近い長崎にある刑務所は単に「最西端にある」と言うばかりではなく「政治犯の収容される刑務所」と言う役割もあったのです。中国や朝鮮と近い関係から中国の「抗日運動家」や朝鮮の「独立運動家」などが拘留されていた刑務所でもありました。

2、長崎の中国人強制連行

長崎県内では三菱鉱業の高島炭鉱に205名、端島炭鉱に204名、崎戸炭鉱に436名、日鉄鉱業の鹿町炭鉱に197名の合計1,042名が強制連行され、死者者はそれぞれ15名、15名、64名、21名の合計115名にのぼりました。この死者者のうち、崎戸の26名と鹿町の6名が遠く離れた浦上刑務支所に拘留されて原爆の犠牲となったのです。

1992年に平和公園の被爆遺構が見つかり、それをきっかけにして、浦上刑務支所で原爆のために亡くなつた中国人32人の遺族捜しが始まりました。わたしたちは、さらに原爆犠牲者の遺族のみな

らず、長崎に強制連行された人々に手紙を送り多くの返事をもらいました。

3. 裁判の取り組み

さらに、三菱マテリアルや国を相手にした裁判が取り組まれました。長崎の裁判は2003年11月に提訴し2010年1月の最高裁で敗訴が確定しました。事実関係は認められたものの請求は1972年の日中共同声明で「中華人民共和国政府は、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する」としていることを根拠にして退けられました。しかし、被害者や遺族は日本政府や加害企業に謝罪と補償を求めて要求や裁判を続けました。

4. 和解への道のり①

裁判では問題を解決することが困難な中、わたしたちは平和公園で原爆により亡くなった32人の追悼碑を建立する活動を始めました。この地に建つ中国人原爆犠牲者追悼碑は、非業の死を悼み、正しい歴史認識と日中友好を願って、2008年7月7日、除幕されました

5. 和解への道のり①

日本での裁判による解決が遠のくなので、中国の被害者は、韓国での裁判の動きに学んで中国での裁判を提起しました。

このような活動の一方、わたしたちは粘り強く三菱マテリアルに和解を働きかけてきました。故本島等元長崎市長も支援する会の代表として東京に出かけ交渉しました。そして、ようやく三菱マテリアルは和解交渉を開始し、謝罪を表明し、1人あたり10万元（約200万円）を支払うこと、事業所のあった場所に追悼碑を建て追悼のために遺族を招聘する事業をおこなうことなどを骨子とした「和解案」を提示するに至りました。三菱マテリアルは下請け企業の事業所を含めて「使用者責任を認めたうえで、痛切な反省や深甚なる謝罪の表明」をおこなうという内容でした。

7. 和解への道程③

2016年6月1日、中国北京市の長富宮飯店で、中国人強制連行被害者と三菱マテリアル株式会社との和解合意書の調印式がおこなわれました。

わたし（平野伸人）は長崎3島（端島・高島・崎戸）の被害者の代理人としてこの間の和解交渉に参加してきました。そして、この日の調印式に、立会人（7人）の一人として出席しました。

調印式では、三菱マテリアルの木村光常務が、3765人の被害者に謝罪しました。そして、謝罪の証として①10万元（日本円で約170万円）を支払うこと。②各事業所跡に追悼碑を建立すること。③遺族などを招いての追悼事業をおこなうこと、などからなる和解合意の内容を明らかにしました。3765人の被害者の内、生存している人はわずかに11人が判明しているくらいです。その生存労工を代表して参加した3人から、和解の受け入れが表明され、会社から目録が渡されました。その後、参加者全員で亡くなられた人への黙祷を捧げて調印式を終えました。

8. POWの強制労働と被爆

①これまでの経過

第2次世界大戦中、長崎には福岡俘虜収容所第2分所と第14分所、第18分所、第24分の4つの捕虜収容所がありました。第2分所は香焼島にあり、第14分所は、原爆爆心地から1.7kmの長崎市幸町にありました。第18分所は、佐世保海軍施設部、第24分所は江迎町・住友工業潜竜鉱業所にありました。

長崎市周辺の第2分所と第14分所の強制労働に触れたいと思います。第2分所は香焼島にあり、1942年10月に開設され、アメリカ、オランダ、イギリスなどの捕虜が収容され、川南造船所などで強制労働につかされていました。最大時には約1,500人もの捕虜がいました。川南工業はベルトコンベア式で船舶を建造する大量生産を行い、捕虜達は運搬作業、溶接、リベット打ちなどあらゆるタイプの仕事に従事していました。劣悪な環境のもと、日本の敗戦までに72人が亡くなっています。オランダ40人、イギリス21人、オーストラリア6人、アメリカ5人がそのうちわけです。2015年に民間団体の努力で「福岡俘虜収容所第2分所犠牲者追悼碑」が建立されています。

第14分所は1943年4月に長崎市幸町の三菱重工幸町工場の敷地内に開所されました。オランダ・イギリス・オーストラリアなどの捕虜が収容されていました。多くは三菱長崎造船所で働くされました。約480人が収容されていましたが、その後、半数近くが他県の収容所へ移動しました。これらの捕虜は三菱造船所での強制労働に就かされていました。劣悪な環境の中、病死も相次ぎ、1945年8月9日の原爆当時は195人であると言われています。国別の収容者は、オーストラリア人24人、オランダ人152人、イギリス人19人です。また、収容中の死亡は、オーストラリア人11人、オランダ人97人、イギリス人5人の113人でした。原爆にあいながら生き残ったこれらの人々は戦後、連合軍の船でそれぞれ帰国しました。これらの人々は、捕虜として苛酷な状況におかれたりうえに、原子爆弾に被爆するという2重の悲惨な経験をしたのです。

捕虜達は長崎造船所で溶接やリベット打ち、骨組み作業などに従事させられました。仕事の過酷さもさることながら、この収容所では100人を超える病死者を出しています。開設間もないころには脚気や急性肺炎で11人が、43年から44年の冬には肺炎が猛威をふるい、90人以上が死亡しました。また、8月9日の原爆では8人が死亡し、負傷者は30人～50人と言われています。大半の捕虜は8月13日に長崎港から帰国しました。

2. オランダ人やオーストラリア人捕虜にたいする現地調査と支援活動

これまで、97人のオランダの捕虜については幾度かの現地調査をおこないました。しかし現在までに生存している被爆者は少数に止まっています。約70人あまりの被爆者がオランダに居ると言われていますが高齢化している被爆者の生存者の数は不明です。

3. 捕虜の被爆者手帳申請と手帳の発行について

元捕虜のブッセルさん (Mr.Buchel van Steenbergen) は、2013年12月5日に、ハーグの日本領事館を通して「被爆者健康手帳」を申請し、2014年2月に交付されました。慢性の気管支喘息と高血圧があり、そのために家庭医での診察をときどき受けています。

「402号通達」によって在外被爆者が被爆者援護法の適用を受けられなかつたことに対し、損害賠償請求訴訟がおこなわれている。今まで、韓国・アメリカ・ブラジル・台湾・スエーデン（スウェーデン）などの被爆者が提訴し、順次、和解が進められています。

長崎の朝鮮人強制労働

純心女子高等学校非常勤講師

新海智広

※「朝鮮民族は一つ」という意味で韓国籍・朝鮮籍の人びとを、ここでは「朝鮮人」と表記しています。

1 長崎における朝鮮人労働・実態調査活動の経緯

- ・長崎という地域の特殊性—「朝鮮人被爆者」調査から「朝鮮人強制連行調査」へ
- ・岡正治さん、高賓康稔さんと「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」の活動

2 調査報告書「原爆と朝鮮人」について

- ・長崎市の「調査結果」への批判と提言としての実態調査

①「原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書」第1集（1982年）

- ・長崎市内を中心に朝鮮人7名、日本人41名より証言聴取
- ・「現時点での」朝鮮人被爆者を19391人、被爆死者を9169人と推定

②「原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書」第2集（1983年）

- ・長崎市周辺の島嶼部（高島・端島など）の調査
- ・朝鮮人8人、日本人32人より証言聴取

③「原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書」第3集（1984年）

- ・「総集編」の扱いで、1・2集の補遺、総括、提言を収める
- ・朝鮮人2人、日本人9人より証言聴取

④「原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書」第4集（1986年）

- ・「端島資料」の分析と死亡者名簿の公表の他、論文を収める

⑤「原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書」第5集（1991年）

- ・佐世保、北松浦郡方面における「強制連行・強制労働」の調査
- ・朝鮮人28人、日本人122人より証言聴取

⑥「原爆と朝鮮人 佐賀県朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書」第6集（1994年）

- ・佐賀県における「強制連行・強制労働」の調査
- ・長崎関連の証言補遺として、朝鮮人5人、日本人2人の証言

⑦「原爆と朝鮮人 長崎市軍需企業朝鮮人強制労働員実態調査報告書」第7集（2014年）

- ・韓国の「対日抗争期強制労働員被害者調査及び国外強制労働員犠牲者等支援委員会」の調査結果を受け、それまでの調査結果の再検討したもの。朝鮮人被爆者に関しては「総数24719人」だが香焼島や端島からの入市被爆者を加えれば「優に3万人を超えるであろう」とした。
- ・日本人1人、朝鮮人17人（韓国の記録集からの訳）の証言あり

3 主な労働現場への朝鮮人労働者の推定労働数

(炭坑等) 高島…3500人 端島…800人 崎戸…4000人（以上は三菱系列の炭坑）
伊王島…1000人 香焼安保…1000人

(造船等) 三菱長崎造船所…6800人
川南関連 香焼島造船所…5000人 深堀造船所…1000人 浦ノ崎造船所…1300人

4 証言にみる朝鮮人労働者の労働実態

I 炭坑

- ①徐正雨さん（端島）の証言
- ②崔璋燮さん（端島）の証言
- ③谷村静野さん（佐世保・池野炭鉱）の証言

II 造船所

- ④金漢洙さん（三菱造船）の証言
- ⑤宋良燮さん（川南造船）の証言
- ⑥鶴瀬ニワさん（川南造船病院・看護婦）の証言

① 徐正雨（ソ・ジョンウ）さんの証言（1983年7月3日・端島にて）証言時54歳

…忘れもしません、14歳のときです。面（村）役場から徴用の赤紙がきて、私は日本に連行されてきました。徴用といつても、突然の強制であり、手当たり次第の強制連行と同じです。お分かりでしょう、14歳といえば、今の中学生ですよ。…汽車で釜山へ運ばれ、連絡船で下関に着きました。そして夜行列車で長崎へは朝着きましたが、ここに連れて来られたのは300人ほどで、その全員が大波止から終着地の端島へと送られたのです。

ごらんのとおり、島は高いコンクリートの絶壁に囲まれています。見えるものは海、海ばかりです。こんな小さな島に、9階建ての高層ビルがひしめいています。驚きました。…私たち朝鮮人は、この角の、隅の2階建てと4階建ての建物に入れられました。一人1畳にも満たない狭い部屋に7、8人いっしょでした。外見はモルタルや鉄筋ですが、中はボロボロでした。私が入れられたのは、ここです。…私たちは糠米袋のような服を与えられて、到着の翌日から働かされました。日本刀をさげた者や、さげない者があれこれ命令しました。

この海の下が炭坑です。エレベーターで豊坑を地中深く降り、下は石炭がどんどん運ばれて広いのですが、掘さく場となると、うつぶせで掘るしかない狭さで、暑くて、苦しくて、疲労のあまり眠くなり、ガスもたまりますし、それに一方では落盤の危険もあるしで、このままでは生きて帰れないと思いました。…こんな重労働に、食事は豆カス80%、玄米20%のめしと、鰯を丸だきにして漬したものがおかげで、私は毎日のように下痢して、激しく衰弱しました。それでも仕事を休もうものなら、監督が来て、ほら、そこの診療所が当時は管理事務所でしたから、そこへ連れて行って、リンチを受けました。どんなにきつても「はい、働きに行きます。」と言うままで殴られました。「勝手はデキン。」と何度も聞かされたことでしょう。

端島の道はこの一本道だけです。この一本道を毎日通いながら、堤防の上から遠く朝鮮の方を見て、何度も海に飛び込んで死のうと思ったか知れません。…しかし、何か運があったんですね。5ヶ月後に、私は長崎市にある三菱の幸町寮に移動を命じられ、島を脱出することになりました。そのまま残っていたら、本当に生きてはいないと思います。島にいた同胞の数は、私たちより先に2百人ばかりいましたから、合計で5、6百人だったでしょう。上下各5室の2階屋1棟と、各階5、6室の4階建て4棟に詰め込まれていました。あの同胞たちのことを思うと、いつまでも胸がしみつけられる思いがします。軍艦島なんていっていますが、私に言わせれば、絶対に逃げられない監獄島です。

陸の長崎に来た私は、今度こそ逃げられると思い、嬉しくてたまりませんでした。仕事はカシメを打つ重労働でしたが、食事は端島とは段違いで、白米に馬肉、鯨肉も出ました。しかし、朝7時半ごろ、一列に並ばせられて幸町寮から造船所に向かう途中は、前後左右に憲兵がつき、列をはみ出す者は容赦なく蹴りますし、埠に囲まれた寮内は監視がぐるぐる回り、とても逃げられる状態ではありませんでした。その点を除けば、隣りのレンガ造りの寮には外国人捕虜がいて、言葉が通じないので話はしませんが、何となく気持の通じるものがあり、また仲間も大体同じ歳ごろで、手づくりの花札をやったり、風呂場で暴れあったりで楽しいこともあります。風呂場当番、食事当番を決めて助け合いました。今もよく思い出します。けれども、カシメ打ちは本当にきつい仕事です。冬は何とかなりますが、夏は火を使うので耐えきれない労働です。仲間の中にはとうとう食欲がなくなり、衰弱し、栄養失調で竹の久保病院へ入院した者や、そこで死亡した者も数多くいます。

（『原爆と朝鮮人 第2集』P.69-77）

② 崔璋燮（チェ・チャンソプ）さんの証言（2010年12月30日韓国にて）証言時81歳

…14歳だった。…学校で木銃を持ってする青年訓練の最中にいきなり捕まえられて、益山（イクサン）の郡庁に連れていかれた。郡守の林春成（イム・チュンソン）が私を見て「なぜこんな子供を連れてきたのか」と職員を叱りつけたが、「人数を満たすため」ということで、そのまま一晩郡庁に寝かされ、翌日、咸悦（ハムヨル）駅から汽車で釜山へ運ばれた。

島の北側中央部にある9階建の建物の地下1階に、3室に分けて約40名が入れられ、私はこの原田隊の第2中隊第2小隊に属して6105番だった。ずっとすることで、今でも忘れない番号だ。井邑（チョンウブ）、八峰（パルポン）、益山、木浦（モッポ）の人たちが一緒だったが、日差しも入らない部屋で湿気がひどく、きつい仕事から帰って風呂に入り、いざ眠ろうとしても汗がだらだら流れて眼が覚めなかった。

…現場は暑くて汗だくなので、1年中、褲一丁で働いた。先山（サキヤマ）と呼ばれていた日本人の現場監督が20名に一人配置されていて、行ったり来たりしていた。彼らは危険を阻止する義務と責任があり、誰かが怪我をすれば先頭に立って処置した。石炭が多く掘れるところと少ないところがあるので、一人ひとりにノルマはなかったが、組全体での採炭量というのがあった。1組は100人規模で、全体では5組あったと思う。汁かけ飯1杯食っただけで長時間働くのだから、みんな栄養失調状態になった。仕事が終わって、7メートルはある防波堤の上に毛布を敷いて体を休めていると、脚が痙攣を起こした。周りで「俺、死にそうだ」という呻き声も聞こえた。しかも賃金をもらったことはない。私の記憶は確かだ。

…全羅道の久禮（クレ）の人がホッパーに落ちて死んだ。私も天井から石が崩れ落ちて埋まったことがあるが、先山が飛んで来て引っ張り出してくれた。その時腰を痛めて、今でもよくない。治療はしてくれず、薬もなかった。また、手に腫れものができる困ったが、「我慢しろ」と言われた。

…（島から脱出した人はいなかつたのかの問い合わせに）いたけれども、ひどい目に遭った。木浦や井邑の水泳が上手な人たちが丸太で筏を作り、海を渡ろうとしたが、途中で疲れ果てて捕まつたり、陸地まで行って捕まつた人もあり、ゴムのチューブで皮膚も剥げるほど叩かれた。悲鳴を聞いて駆けつけた私たちの目の前でさんざん拷問された。67号棟のところに当時あった空き地のことだ。大体11名ほどで、彼らは投獄されたらしく、島からいなくなつた。木浦の人は歌がうまく、賢い人だったが…。

…生きるか死ぬかの岐路に立たされ、「生きていたくも死にたくもなし」という気持ちで、刑務所に閉じ込められているのと同じだった。

…端島がわれわれにとってどんなところだったと思っているのか。騙して強制連行して、こき使い、人間として生きられないところだったのだ。四面海で逃げ出すこともできず、自分自身を放棄して、生きた心地がしなかつた。人生を台無しにされた。あの地獄は忘れようとしても忘れられない。世界遺産にすることに全面的に反対するわけではないが、歴史的に証明されていることを隠すなど言いたい。独島問題もそうだ。端島で韓国人が生死した歴史を抹殺して、自分たちの観光地としてだけ利用するということは絶対に認めることはできない。

（『軍艦島に耳を澄ませば』P.40-47）

③ 谷村静野さんの証言（1989年8月18日・北松浦郡で）証言当時63歳

…朝鮮人労務者たちの寮は坑口まで300メートルぐらいの位置にありました。食べ物がなくて、腐ったみかんを拾って食べている朝鮮人を、憲兵がひどくなぐっているのを見たことがあります。どんなに体の具合が悪くても、休ませなかつた。あるとき、40歳すぎの朝鮮人労務者が、とても疲労がはげしくて「少し、上がらせててくれ」とたのんだが、聞き入れられなかつたので、風洞の中へ入つた。それを見つけられて引っぱられたが、一晩で顔の形相が一変してしまいました。それははげしいリンチを受けたからだと思います。

…坑外でのリンチは目撃したことはありませんが、坑内でのリンチはそれはひどいものです。日本人のやくざみたいな男、多分監督だと思いますが、木刀でポコンポコンと朝鮮人をなぐっているのをよく見かけました。逃亡者に対するリンチはもっと残酷だと聞いています。

（『原爆と朝鮮人 第5集』P.74-79）

④ 金漢洙（キム・ハンス）さんの証言（2006年2月17日）証言時87歳

…銅工場でパイプを曲げるとき、チェーンが切れました。跳ねたパイプが私の足のすねにあたり怪我をしてしまい、三菱病院に行きました。私は足のゆびが折れていたのですが、病院ではそのまま注射をしただけでした。今考えれば鎮痛剤でしょう。注射1回して「これで大丈夫だ」と送り出しました。注射したときは痛くないが、夕方になってからまたずっと痛かったのです。福田寮で寝てから、翌日も痛くて、仕事に出て行けないと訴えると、班長は「それで病院で休暇証を書いてもらってきたか？病気休暇の診断書をもらってきたか」と言うので、もらっていないと答えると、「駄目だ。仕事に出ろ」と言われました。仕方がなく足を引きずりながら仕事に出て、また病院に行って見てもらったら、「大丈夫だ。仕事に支障はない」というのです。

木の棒を杖に、足を引きずって銅工場に行きましたが、足が痛くて立っていられません。仕方なく自分で足に当て木をして、痛みをこらえながら仕事をしていました。

（『原爆と朝鮮人 第7集』P.128-）

⑤ 宋良燮（ソン・ヤンソブ）さんの証言（2006年6月15日）証言時78歳

…私たちは死ぬかもしれないということを考えもせずに、お金儲けのためにがまんして働くようになりました。ところが、船1隻を完成するのに通常6ヶ月がかかり、その船1隻を作る6ヶ月の間に通常20人から30人が死ぬのです。私たちが船を作り始めて5ヶ月目には足場がとても高い所での作業になりました。まったく鉄の組立です。落ちたら即死という話です。戦争末期には時間外勤務もさせられました。昼間の勤務だけあつた時には思いもしなかつたことが起きました。すなわち、組み立てには溶接にガスバーナーを使います。

夜間に目の前でいきなり溶接をすると、瞬間ガスバーナーの明るい光が目を暗くし、そのため足場を踏み外し、頭から真っ逆さまに転落して即死です。

（『原爆と朝鮮人 第7集』P.174-）

⑥ 鵜瀬ニワさんの証言（1982年10月15日・1983年1月9日）証言時69歳

…私は学徒の寮で治療するだけで、朝鮮の棟には行かなかつたです。ただ一度、向こうの看護婦が電気ショックを見に来いといふので行って、びっくりしました。

12畳ぐらいの室で、晩でした。明日仕事に行かない人は届けを出させるわけですが、なまけていると思ったんででしょうね。朝鮮人の医務室で、一人の人に電気ショックを与えて、次の人にまでしました。両方のこめかみのところに少し水をつけて、そこへ電灯線から引いた電線をくっつけるのです。後のは、アイゴー・アイゴーと泣いて、みんな怖いから、届け出の白い紙を持って、帰つてました。これをすれば病気かなんかわかるからということです。バタンと倒れて、けいれんして、グルグルまわるんですね。二人目の人は本当に病気だったんででしょうね。私は氣味が悪かつたから、帰りました。その部屋にいたのは、私と寮監と看護婦ぐらいじやないでしきうか。恐ろしくて、残酷でそれ以上見ておられなかつたですよ。看護婦さんに、いつもこんなことをするの、と聞いたら、見せしめのためにするのだといいました。やられた人はあとでどうなるのかと聞いたら、何時間かグウグウ寝たらもと通りになると言われました。私は一回見にいって、もう二度と見に行く気はなかつたけれど、その後も何回かやつていたと思います。学生（*学徒報国隊の学生）は電気ショックのことは知らなかつたんではないかと思います。私のように長くいても、言われるまで知らなかつたですから。このことも人に言うのは初めてです。とにかくかわいそうでした。

（『原爆と朝鮮人 第2集』P.39-）

長崎における朝鮮人実態調査（『長崎在日朝鮮人の人権を守る会』を中心に）

- 1956年5月 岡正治、長崎ルーテル教会の伝道師（のち牧師）として赴任
- 1960年12月 岡正治、長崎原水協の常任理事に就任、理事会で朝鮮人被爆者実態調査と援護への取り組みを主張するが取り上げられず
- 1965年5月 「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が結成される
- 1971年4月 岡正治、長崎市議会議員に当選（以降3期12年を務める）、朝鮮人被爆者の実態調査の実施を市長に求める
- 1974年4月 九州地方朝鮮人強制連行真相調査団による実態調査
- 1979年8月 爆心地公園に「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑」を建立
- 1979年11月 長崎朝鮮人被爆者実態調査団による調査が実施される
- 1980年4月 岡氏の朝鮮人被爆者実態調査を要請に応じ、本島等長崎市長は市の職員に命じて1年間の調査にあたらせる
- 1981年6月 長崎市「調査報告 朝鮮人の被爆」公表。「長崎における朝鮮人被爆者は、約12000—13000人、死亡者数は約1400—2000人と推定される」
- 1981年7月 岡氏、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」メンバーと共に実態調査開始
- 1982年7月 「原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書」第1集発行
- 1982年8月 高島・端島など島しょ部の調査開始（1983年6月まで）
- 1983年7月 「原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書」第2集発行
- 1983年9月 第三次調査開始（1984年7月まで）
- 1984年8月 「原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書」第3集発行
- 1984年10月 「端島資料」（火葬認許証下附申請書）発見
- 1986年9月 「原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書」第4集発行
- 1988年1月 佐世保・北松方面の調査開始（1991年6月まで）
- 1989年12月 社会評論社より「朝鮮人被爆者」を刊行
- 1991年8月 「原爆と朝鮮人 長崎県朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書」第5集発行
- 1992年2月 佐賀県の実態調査に着手
- 1994年6月 「原爆と朝鮮人 佐賀県朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書」第6集発行
- 1994年7月 岡正治さん死去
- 1995年10月 「岡まさる記念長崎平和資料館」設立
- 2002年7月 絶版になっていた「原爆と朝鮮人」第1集を再版
- 2005年12月 韓国「対日抗争期強制労働被害調査及び国外強制労働犠牲者等支援委員会」が来崎し調査
- 2011年7月 「軍艦島に耳を澄ませば 端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記録」刊行
- 2014年3月 「原爆と朝鮮人 長崎市軍需企業朝鮮人強制労働員実態調査報告書」第7集発行
- 2016年8月 「軍艦島に耳を澄ませば」増補改訂版刊行
- 2017年4月 高實康稔さん死去

「三井・三池」関連からの報告

文責：城野俊行

(1) 大牟田の世界遺産は、2カ所です。

1つめは、宮原鉱（みやはらこう）と鉄道敷です。

2つめは、三池港閘門（みいけこうこうもん）です。

*この2カ所の世界遺産登録を推進するために、大牟田市の義務制の全部の学校に、急に、「ユネスコスクール指定校」のプレートが取り付けられ、ESD教育を普及させよ、という厳命が、各学校におろされました。持続可能な開発教育といわれても、今まで、聴いたことも、したこともない職員ばかりで、取り組むことが困難なことだったろうと、推測されますが、そこはさすがに、ジェネリック教育で、なんとか格好をつけたようです。（インターネットは、こんなときに便利です。）

(2) なぜ、大牟田市は、躍起になって「世界遺産登録」を進めたのか？

まずは、人口が11万人くらいになり、高齢化率も、34%を越えました。税収の落ち込みも激しく、往事の面影やにぎわいは、ありません。（空き家条例を作り、危険家屋の撤去が急務の課題になりました。）

三井化学やデンカといった、東証第一部上場の企業が、かろうじて残っているので、その法人税がなくなれば、大牟田市は、につちもさっちも、立ちゆかなくなるというのが、現状です。

それゆえに、インバウンドや国内の観光客を「世界遺産登録」で、呼び込もうとしたのが、現在の「世界遺産登録」の大牟田市の活性化？の戦略だったのです。

しかし、他力本願は、たかがしれています。1年目は、国や県が補助金を拠出しましたから、マイクロバスが、かなりの数が駐車場に集まっていました。しかし、現在は、閑古鳥さえ鳴かないのが実情です。

(3) こりない箱物行政

第3セクターによる、リゾートや遊覧施設の開業が全国に広がってゆき、その波に乗って、大牟田市も、かつて、遊園地や水族館を作りました。約60億円くらいの起債をして、建物をたてました。官民一体となり、浮かれていましたが、結局、廃業・倒産に追い込まれました。借金だけが残り、第3セクターというあいまいな経営母体であったため、市民が税金で60億円の借金返済をしていきました。（ネーブルランドという遊具施設を、海岸につくりました。ネーブルというのは「へそ」という意味で、大牟田市は、九州のへあたり

に位置するので、そのような命名になったそうです。いま、その跡地は、商業施設になっています。)

懲りない行政は、この 3 年の間に、世界遺産を利用した観光活性化のために、さまざまイベントを開催してきました。グルメ・マラソンなど、世界遺産登録とは、無縁なイベントを開催して、盛り上げようとしてきました。一時的には、人間は集まりますが、普段は、人間は集まりません。

そこで、考えたのが、健康ブームもあり、「レールマウンテンバイク」を作るという計画になっているとのことです。(友党の市会議員のみなさんに、訊いたら「あんまし反対はできませんもんない」との感想でした。)

そこで、世界遺産・観光室という役所の部署に電話で問い合わせをしましたら、宮原炭鉱の真下を通っている、三池炭鉱専用鉄道敷(世界遺産登録)の単線を整備して、マウンテンバイクを軌道敷の上を走らせ、もう片方を、遊歩道にするという計画で、予算は概算で 7500 万円を見込んでいるということでした。これまた、万田坑という荒尾市にある世界遺産のところまで、滑いでもらいという、たった 2 キロメートルに莫大なお金を投資しようとしていました。(1 メートル埋設するのに、37500 円が経費として必要です。また、300 円くらいの利用料金を徴収して、毎日 100 人ずつ利用するにしても、7 年かかります、元をとるのに。ばかばかしい話です。また、世界遺産を、勝手に手を加えて良いものなのでしょうか? 疑問は残ります。)

(4) あらがう～わたしたちのスタンス

宮原鉱といえば、三池集治監から囚人を利用した強制的な炭鉱労働を忘れることができません。(大牟田市内では、主に小学生たちに、三井の大番頭で、三池炭鉱の開発に成功した団琢磨のことを取り上げ顕彰ばかりしています。今の大牟田があるのは、団琢磨さんのおかげです。尊敬するべき偉人ですと、何も歴史をしらない教師が教えています。もちろん、血盟団事件の話なんかしません。)

わたしたちは、歴史に負や正をつけてくわえることを、よしとしません。正負ではなく、歴史の真実を、後世にきちんと伝えることが、教育伝道師たるわたしたちの課題です。

つまり、世界遺産の宮原炭鉱で、囚人たちが劣悪なる環境下で炭鉱労働に従事していたこと、このことをきちんと伝えることが任務であります。(この囚人を利用して、炭鉱労働に従事させていたことが、後の「強制連行」のスキルとなって、戦争中に効果を發揮するのです。)

三池港閘門は、それまで、大型船が停泊できなかった、三池港に、大型の外用船が着岸できるようになったきっかけを作りました。これも、団琢磨の発案です。それまでは、長崎県口之津まで、小型船を連結させて、三池の石炭を運送していましたが、この三池港閘門が

できて、はじめて、いわば、産地直送になったのでした。しかし、与論島の民のことは、うち捨てられたままです。

明治の終わりに、大型の暴風雨が島を襲い、島民は、餓死者まで出る事態になりました。そこで、島では、一部の村民が、集団移住を決意して、石炭を船に上げ下げする「冲仲仕」の仕事をするために、口之津に移住するのです。そして、三池港開港ができたことによつて、またもや、住み慣れ始めた、口之津を捨てて、三池へ移住するようになったのでした。口之津に残る人、島へ戻る人、三池へ行く人。さまざまなことがありましたが、産業のない島へ帰島しても、暮らし向きが良くならないことを知っている人は、みな、三池へ行きました。

きつい、厳しい労働の中でも、しまんちゅの心「まことのこころ」をわすれずに、やまとんちゅに対して、誠実に接しました。島の誇りと文化を継承して、今にいたっています。大牟田市内に、与論島にルーツがある人が多いのは、このような理由なのです。

毎年、与論島にルーツのある人は、春と秋の大祭の日には、与洲奥津城（与論島出身者の納骨墓地）に、はせ参じ、島唄を歌い、さんしんをかきならし、島を恋いながら、追悼をしています。かつては、風習や言葉が違う故に、「よーろん、よーろん」と差別された歴史をもつ島民が、必死に生きた証が大牟田にはあります。また、大牟田与論教育文化使節団は、毎年夏休みを利用して、与論島を訪問して、交流を深め、すでに10回以上の、相互訪問をしています。

○大牟田の「世界遺産」には、声を出すことのできなかつた人たちの声が詰まっています。正しい歴史を伝承していくことが、ほんとうの「世界遺産」の使命であると、わたしたちは、考えています。そのために、独力で、パンフレットも作成しました。

新日鉄住金は強制動員被害者への謝罪と補償を行え！

ソウル地裁、新日鉄住金に賠償命令

2015年、韓国のソウル中央地裁は、日本の植民地支配下で徴用され、当時の八幡製鉄所などで働かされた被害者や遺族への補償を命ずる判決を出し、新日鉄住金に損害賠償として原告一人当たり1億ウォン（約1050万円）の支払いを命じました。

日本の裁判所でも、 強制動員・強制労働の事実を認定

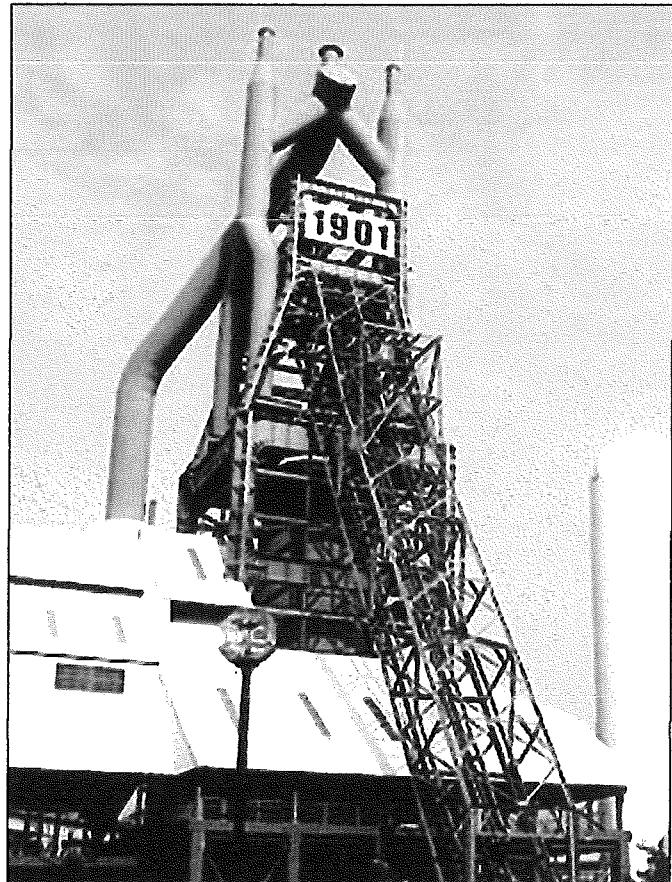
このような強制動員被害者の訴訟の始まりは、日本の植民地支配下で日本製鉄に強制動員された2人が、1997年に新日鉄と日本政府に対して損害賠償訴訟を、大阪地裁に起こしたことから始まります。日本の裁判では、強制労働の事実は認定されましたが、「強制動員被害者の補償は日韓請求権協定（日韓会談）で解決済み」として、2003年最高裁で原告敗訴が確定しました。

新日鉄住金の控訴は時間の無駄

しかし、2005年以来、韓国で日本統治時代に行われた強制動員被害者の提訴が14件に達し、三菱重工業、新日鉄住金、不二越などの日本企業に賠償を命じた判決は11件となっています。新日鉄住金は控訴していますが、2012年韓国最高裁の「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配下に直結した不法行為の補償問題は日韓請求権協定では未解決」との判断がなされ、控訴は無駄な時間稼ぎにしかすぎません。

ドイツの戦後補償を見習え！

韓国内では1965年の日韓会談の合意で得た経済協力資金の一部を受けて成長した



日清戦争の賠償金で建設された溶鉱炉

韓国鉄鋼最大手のポスコなども日本統治下で徴用された被害者を支援するため、韓国政府傘下の「日帝強制動員被害者支援財団」に参加し拠出金を出しています。ドイツの企業がナチス統治下の非人道的強制労働被害者に補償処置としてとった「記憶・責任・未来財団」基金も参考になります。

三菱・鹿島・西松・日本冶金は、 中国人強制連行・強制労働で和解

また、中国人強制連行問題において、日本政府は「日中間の賠償問題は解決済み」の立場をとっていましたが、各企業は独自に解決のために努力してきました。

2016年6月三菱マテリアル（旧三菱鉱業）※

世界文化遺産として隠さず 歴史の記載をしよう！

※は3765名の中国人強制労働の被害者に謝罪し、和解金一人当たり約170万円を支払い、追悼碑を建立し追悼事業を行うことで和解合意しました。すでに中国人強制労働の被害者については、2000年鹿島建設の花岡鉱山の被害者との和解をはじめとして、西松建設、日本冶金工業も和解を成立させています。

新日鉄住金も早急に強制労働被害者に謝罪し補償に応じることこそ、国際企業としては賢明な判断ではないでしょうか。

ドイツのユネスコ遺産は強制動員・強制労働の事実を明記

2014年、八幡製鉄所は「明治日本の産業革命遺産」としてユネスコの世界文化遺産に登録されました。今や、明治日本の産業化の成功物語、観光スポットとして宣伝されています。でも大切なことを忘れてはいませんか。

平和や人権を理念とするユネスコは人類の歴史上普遍的価値を持つものを文化遺産として登録・保護してきました。それ故にナチスドイツ下のユダヤ人・ロシア人強制収容所であったアウシュビッツ・ビルケナウ収容所や、原爆の被害の事実を示す広島の原爆ドームも世界文化遺産として登録されています。

ドイツでも第二次大戦中に強制労働を行った施設が世界文化遺産として登録されていますが、強制労働の事実は隠さずに記載されています。歴史を隠さず記載し保存してこそ世界文化遺産としての価値なのです。

新日鉄住金は 戦争賠償金で建設された

日本の「近代製鉄発祥の地」と言われる八幡製鉄所は、1895年日清戦争の勝利により得た賠償金をもとに、1901年官営八幡製鉄所は開設されて以来、「鉄は国家なり」との掛け声のもと、日本の近代産業の発展を支えてきました。同時に、「富国強兵」政策のもとで、日本のアジア侵略を支える軍需産業として育成されてきました。

北九州市は、朝鮮人強制動員・強制労働の事実を記載せよ！

戦争中、八幡製鉄所は労働力不足の中で、朝鮮より強制動員により朝鮮人労働者（八幡製鉄所関連だけで約6000名の名簿あり）を移入し、中国人労働者約200名、戦争俘虜約1200名と共に過酷な労働を強制し、鉄鋼生産を行ってきました。残念ながら、北九州市の施設である東田高炉資料館にもこのような歴史的事実は一言も記載されていません。すでに私たちの会はこの20年間、何度も市に改訂の申し入れを行い、起業祭の工場見学にも毎年ビラ入れを行い、改訂を訴えてきましたが、未だに改訂はありません。世界文化遺産としてその光も影も正しく記載しようではありませんか。

2017/11/3

八幡製鉄の元従用工問題を追及する会
連絡先：093-391-7055 カねさき

<資料>

「強制労働」の事実を認知し「明治日本の産業革命遺産」への記載を求める声明

2015年9月9日

強制労働真相究明ネットワーク

<共同代表> 飛田 雄一 神戸学生青年センター
庵邊 由香 立命館大学

URL <http://www.ksyc.jp/sinsou-net/>

はじめに

日本政府による「明治日本の産業革命遺産」のユネスコの世界遺産登録推進に対し、韓国政府は三菱長崎造船所、三井三池炭鉱、三菱高島炭鉱（高島・端島（軍艦島））、八幡製鉄所などの強制労働の事実の記載を求めました。これに対し、日本政府は「今回の世界遺産登録は1910年までの急速な産業化をめぐるものであり、戦時期の朝鮮人・中国人などの強制労働は無関係」と主張しました。

2015年6月末からのユネスコ世界遺産委員会で、日本は、「1940年代にいくつかの施設で、その意思に反して連れてこられ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者などがいたこと、第二次世界大戦中に日本政府としても徴用政策を実施していたことを理解できる措置を講じる」と発言し、情報センターの設立を計画していることを明らかにしました。これに対し、韓国側は「日本が全ての措置を履行することを期待する」と述べて、日本への支持を表明しました。

その結果、7月5日、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界遺産への登録が決まりました。

日本政府の「強制労働」についての見解

登録後、岸田外務大臣は記者会見で「当時国民徴用令によって朝鮮半島の方々も徴用されていた、こういったことを述べたものであり、なんら新しいことを述べたものではありません。」「強制労働に関する条約があります。この条約において強制労働というものが禁止されているわけですが、戦時の徴用などは含まれない、こうした規定が存在いたします。よって、国民徴用令に基づく対応を述べた日本側のこの声明文中の文言につきましては、強制労働には当たらないと考えます」と述べました（7月5日）。

また、菅官房長官は「1944年9月から1945年8月の終戦までの間に、国民徴用令に基づいて、朝鮮半島出身者の徴用が行われた。これはいわゆる強制労働を意味するものでは全くないというのが、政府の従来どおりの見解だ」、「当時の日本のこの徴用は、ILOの強制労働条約、これで禁じられた強制労働に当たらないと理解している」（7月6日）と記者会見で述べました。

日本政府の見解は、朝鮮半島出身者が「意に反して連れてこられ、働かされた」時期があったが、それは1944年9月の朝鮮半島での国民徴用令適用後のことであり、それ以前の戦時の朝鮮からの労務動員は該当しない、また、その徴用はILO29号条約での「強制労働」には該当しないというものです。

「強制労働」の歴史的事実の認知を

ここで、日本政府は1944年9月からの徴用適用のみを対象としていますが、朝鮮人の強制連行・強

制労働は、1939年7月に朝鮮半島から85,000人（1939年度分）の労務動員を閣議決定したことからはじまります。この動員の決定により「朝鮮人労働者内地移住に関する方針」などが定められ、「募集」形式による日本の炭鉱や工場などへの動員がはじまりました。1942年2月には「朝鮮人内地移入斡旋要綱」が定められ、以後、「官斡旋」方式による動員がなされ、1944年9月からは朝鮮半島での国民徴用令の適用を大幅に拡大し、動員がすすめられたのです。その数は70万人を超えるものでした。

日本政府は、「意に反して連れてこられ、働かされた」という事実を、強制連行・強制労働として認知すべきです。また、時期については1939年から1945年までの労務動員計画での動員を「強制労働」の対象とすべきです。さらに、朝鮮人を軍人軍属として日本の侵略戦争に強制動員したことや朝鮮半島内での労務への強制動員にも留意すべきです。

1944年以降の徴用令施行以後のみを「強制労働」の対象とすることは、朝鮮人強制労働の歴史的事実を歪曲するものです。

三菱長崎造船所、八幡製鉄所などでの強制労働被害者は、企業を相手に日本で提訴しましたが、敗訴しました。しかし、強制労働の事実は裁判所で認定されています。八幡製鉄所に強制連行された元徴用工被害者はいまも韓国の裁判所で係争中です。韓国では被害者の勝訴がつづいています。日本政府と関係企業は強制労働被害者を無視できない状況になっています。施設が稼働している八幡製鉄所や三菱長崎造船所の強制労働の企業責任は、現在も問われているのです。

朝鮮人強制労働はILO29号条約違反

ILO29号条約による「強制労働」の定義は、「或者ガ处罚ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ」というものです。ILO専門家委員会の見解は、「国内法」による戦時の「徴用」であったとしても、日本政府と朝鮮総督府が行った朝鮮半島からの労務動員は、条約の適用除外には当たらず、「慰安婦」や朝鮮人・中国人の強制連行とともに、ILO29号条約に違反するものとして認定されているのです。

ILO29号条約と「強制労働」問題については、1996年3月にILO専門家委員会が年次報告のなかで、「慰安婦」問題を取りあげました。その後1999年3月には、中国人・朝鮮人強制連行問題について専門家委員会報告が初めて出されました。専門家委員会はその後も2000年、2001年、2002年、2003年、2004年、2006年、2007年、2008年、2010年、2012年と繰り返して、「慰安婦」問題と強制連行問題の解決を促す年次報告を出しています。しかし、日本政府はそれに応じてこなかったのです。

中国人・連合軍捕虜も強制労働

強制労働を強いられたのは、朝鮮人だけではありません。中国人については1942年に閣議決定された「華人労務者内地移入ニ関スル件」により、日本へ約3万9000人が強制連行され、135か所の作業場で強制労働させられ、約6800人が死亡しました。

連合軍捕虜についても、1942年に日本への労務動員を決定し、42年末から日本国内へと約3万6000人を連行し、労働を強制しました。戦争中に開設された収容所は派遣所を含めると約130か所、連行後の死者も約3500人にのぼります。

正しい歴史の記載なくして普遍的価値なし

ユネスコは、第二次世界大戦の惨禍を繰り返さないために「人の心の中に平和の砦」を築き、国際平和と人類の共通の福祉のために創設された国際機関です。世界文化遺産はこのユネスコが定める世界遺産条約に基づいて「歴史上、学術上、芸術上、顕著な普遍的価値を有するもの」を文化遺産として登録し、保護するものです。

日本は、明治維新を機に「富国強兵」「殖産興業」のスローガンのもと、「脱亜入欧」を掲げ、資本主義形成とアジア侵略をおこないました。日本は帝国主義政策をとり、日清・日露戦争を経て、朝鮮半島を植民地化し、中国への侵略をすすめました。「明治産業革命」を契機に第一次世界大戦からアジア太平洋戦争へと侵略の歴史を歩んだのです。登録遺産の一つとされる松下村塾の吉田松陰はそのようなアジア侵略を肯定する思想を持った人物でした。

「明治産業革命遺産」について「日本は非西洋諸国で初めて産業革命の波を受容し、僅か50年余りで植民地にならずして自らの手で産業化を成就した。明治日本の産業革命遺産は世界史における類い稀な局面を証言する遺産群である」と称しています。これはナショナルな視点に偏り、近代化・産業化を過度に美化し、侵略の歴史を反省することない「物語」です。それは歴史を正しく伝えるものではありません。

高島炭鉱を例にみれば、落盤や爆発事故により多くの犠牲者を生み、劣悪な労働条件に対してストライキが起きています。そこは、受刑者や納屋での強制労働、連行された朝鮮人や中国人の強制労働など、労働者の苦難の現場です。戦後の閉山に至るまで、労働者や民衆の苦闘の歴史が刻み込まれている場所なのです。

労働の歴史を語り伝えることが普遍的な価値を示すことになります。

おわりに

「明治日本の産業革命遺産」の主要な遺産が、日本の朝鮮植民地支配とアジア侵略に密接な関係があります。日本政府が、朝鮮人・中国人・連合軍捕虜などへの強制労働の事実を認め、その歴史を対象時期を含め、正確に記することで、日本の明治以降の産業革命と近代化、その後の戦争と植民地支配の歴史を語り伝えることができます。そのような歴史の表現が、「顕著な普遍的価値を有するもの」というユネスコの世界文化遺産の趣旨に合致するのです。

<連絡先>

〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 (公財)神戸学生青年センター内

TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878 (飛田)

事務局長 中田光信 (携帯 090-8482-9725 e-mail mitsunobu100@gmail.com)

今回の登録に關係する施設についての「強制労働」動員数に係る資料一覧

八幡製鐵金太郎

朝鮮人關係

・1942年6月までに394人（中央協和会「移入朝鮮人労務者状況調」）

・1944年1月までに1471人（うち逃亡760人、福岡県「労務動員計画ニ依ル移入労務者事業場別調査表」）

1942年に921人、43年に550人、44年に1968人、45年に381人の計3820人 厚生省勤労局による「朝鮮人労務者に関する調査」（福岡県分）の集計表。この調査での八幡製鐵所の報告書には2788人が終戦時に在留し、うち徴用者は2761人。

・1942年6月までに八幡製鐵所運搬請負業共済組合に2785人が連行（中央協和会「移入朝鮮人労務者状況調」）

・未払金供託名簿3042人（日本製鐵総務部勤労課「朝鮮人労務者関係」）

中国人關係

・1944年9月に日鉄八幡港運に201人が連行され、20人が死亡。

連合軍捕虜關係

・八幡の俘虜収容所（1942年9月設置）に連行。敗戦時の収容者は1195人（米616、蘭211、英193、インド132、中国22ほか21）収容中、158人が死亡。

釜石關係

朝鮮人關係

・1942年6月までに日鉄鉱業釜石鉱山に470人、日本製鐵釜石製鐵所に498人（中央協和会「移入朝鮮人労務者状況調」）。

・未払金供託名簿690人（日本製鐵総務部勤労課「朝鮮人労務者関係」）。

・死亡者については、釜石鉱山関連で18人、釜石製鐵所関連で39人が判明し、他に釜石関連の死者が13人分判明。

中国人關係

・1944年11月に釜石鉱山197人、45年2月には91人、連行者数は計288人。このうち123人が死亡（外務省「華人労務者就労事情調査報告書」）。

連合軍捕虜關係

・函館俘虜収容所第3分所（1943年11月設置）（のち東京俘虜収容所第7分所から仙台俘虜収容所第5分所へ）、釜石製鐵所で労働を強制。敗戦時の収容数は351人（蘭168、英86、米78ほか19）死亡は50人（うち米軍の艦砲射撃による死亡34）

三井重工長崎造船所

朝鮮人關係

・1944年3474人、45年2501人の計5975人「朝鮮人労務者に関する調査」長崎県分の集計表（厚生省勤労局調査）、長崎造船所福田寮などの被爆朝鮮人名簿がある。

・三井長崎造船所での朝鮮人の死亡判明数は63人

連合軍捕虜關係

・43年4月300人、44年6月212人の500人ほどを連行、福岡俘虜収容所第14分所（1943年4月開設）。敗戦時には195人（蘭152、豪24、英19）が収容。収容中の死亡は113人（うち原爆死8人）。

三井高島炭鉱（高島・端島）

朝鮮人關係

・1942年6月までに朝鮮人1110人（中央協和会「移入朝鮮人労務者状況調」）。

・1943年に600人、44年に1100人以上（石炭統制会の統計史料）

・「朝鮮人労務者に関する調査」の長崎県分には高島炭鉱の戦後の解雇者1299人の名簿が残されています。この名簿から、1944年8月に14歳、15歳の少年が連行されてきたことも判明。未払金も22万円を超えるもの。

・朝鮮人の炭鉱関係での死亡数は、端島分の48人分が高浜村「火葬認証証下附申請」書類から判明。高島については2人のみ判明、高島での死者は50人ほどか。

中国人關係

・1944年6月に端島に204人、7月に高島に205人が連行され、死亡数は高島15人、端島15人。

三井三池炭鉱

朝鮮人關係

・1940年93人、41年96人、42年1834人、43年2889人、44年2466人、45年1886人の計9264人（厚生省勤労局「朝鮮人労務者に関する調査」福岡県分の集計表）

・三池炭鉱万田坑1683人分の集団的連行の名簿（厚生省勤労局「朝鮮人労務者に関する調査」）

中国人關係

・万田坑には1944年5月に412人、45年2月に595人、3月に593人、同月に307人の計1907人、そのうち694人を四山坑へ転送（死亡は万田294人、四山158人）

・宮浦坑には44年5月に231人、10月に343人の計574人（うち死亡41人）

連合軍捕虜關係

・福岡俘虜収容所第17分所（1943年8月開設）、敗戦時には1737人（米730、豪420、蘭332、英250ほか5）収容中の死亡は138人、このうち1人は營倉内で餓死、1人は逃亡により刺殺）

日韓共同声明

明治日本の産業施設の世界遺産登録2年を迎えて

「強制労働の現場にしみ込んだ被害者の血と汗、涙の歴史を記録せよ！」

2年前、私たちは、「明治日本の産業革命遺産」という美名の下にアジア侵略と戦争の歴史を意図的に削除したまま23施設を世界遺産に登録しようとした日本政府を強く批判した。日本政府による世界遺産登録の試みは、強制連行・強制労働被害者はもちろん、ユネスコ創設の精神を欺瞞する行為だったからである。私たちは、「明治日本の産業革命遺産」が日本の右傾化に利用されなければならないこと、必ずや歴史の全貌が反映されなければなければならないことを強調した。アメリカ、オランダ、中国も、戦争捕虜と奴隸労働について記述のない世界遺産登録を反対した。

このような反対世論によって、2015年7月5日、ユネスコ世界遺産委員会は、「歴史の全貌を記述せよ」という勧告事項を盛り込んだ産業革命遺産の「条件付き」登録を決定した。これに対して、日本の佐藤地ユネスコ大使は、国際記念物遺跡会議の勧告を真摯に受け入れ、「1940年代に、自分の意思に反して連れて来られ、過酷な条件下で働くことを強制された多くの朝鮮人等が存在したこと、また、第二次世界大戦中に、日本政府が、徴用政策を実行したこと、これらの事実」の理解を可能にするために、「インフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるため適切な措置」を取ると、総会の場で約束した。

日本政府は、後続措置として、2015年7月、産業革命遺産の登録を主導した加藤康子氏を内閣官房参与に任命し、戦時に朝鮮から動員された「徴用工」などに関する「初の実態調査」を開始した。この調査結果に基づき、日本政府は、本年12月、ユネスコに「説明戦略」を報告することになっている。私たちは、この実態調査が誠実に実行され、歴史の事実を明らかにする報告が公表されることを願い、期待している。

しかし、私たちに伝わってくるいくつかのニュースは、期待より憂慮を強くさせる。世界遺産登録に当たって、安倍首相は、「日本が西洋技術を取り入れながら、自らの力で人を育て、産業を興し、産業国家となった」、「海外の科学技術と自国の伝統の技を融合し、わずか50年あまりで産業化を成し遂げた日本」と「日本スゴイ」論ばかりを展開している。内閣閣僚らは、登録決定の直後から、「強制労働を認めたので

はない」と公式否認した。日本の右派メディアも、「強制労働はなかった」、「民族差別もなかった」などと、危険な歴史修正主義的な言辞を繰り返し生産している。今年発表された教科書叙述に関する指針に、安倍政府のこのような認識がそのまま反映されていることは明らかである。

このような状況において、強制労働の実態がきちんと「インフォメーションセンター」に反映されるのか、非常に懐疑的である。日本の産業化の進展、日本の発展は、「技術」の発展だけで成し遂げられたものではない。そこには多くの人びとの労働の歴史も含まれている。朝鮮などアジアへの侵略の歴史とも連結している。朝鮮人、中国人さらには第二次大戦中の連合国軍捕虜の労働もあった。そのような光と影が交錯して刻まれた歴史が、産業遺産には含まれている。

ユネスコ憲章前文は、「政府の政治的及び経済的取り決めのみに基づく平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって、平和が失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かれなければならない」と述べている。「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録が、日本と韓国、さらにアジアの人びとの間の「知的及び精神的連帯」を強化する契機となり、アジアの平和を築いていく一歩となることを私たちは望む。今回の日本政府の調査においては、強制労働と捕虜労働などの影と「犠牲者を記憶」するための歴史的事実がきちんと取り上げられなければならない。したがって、ユネスコICOMOSが勧告した「歴史の全貌」を明らかにすることに、日本政府が誠実に臨むことを強く求める。三菱、新日鉄住金を相手に今も被害補償裁判を行っている被害者の汗、涙、血の記録は、ありのまま、世界の人びとに知らされるべき歴史である。私たちは、そのような歴史をきちんと知らせる努力が行われる時まで、監視活動を続けていく。

2017年7月5日

韓国：太平洋戦争被害者補償推進協議会、勤労挺身隊ハルモニと共に市民の会、民族問題研究所、靖国反対キャンドル行動韓国委員会、フォーラム真実と正義、民主社会のための弁護士会過去事清算委員会

日本：在韓軍人軍属裁判の要求を実現する会、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会、朝鮮人強制労働被害者補償立法をめざす日韓共同行動、日本製鉄元徴用工裁判を支援する会、ノー！ハプサ（NO！合祀）、強制動員真相究明ネットワーク

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に関する 日本政府の保全報告書に対する日韓市民団体の意見書

2018年5月18日

強制動員真相究明ネットワーク・民族問題研究所

去る2017年11月30日、日本政府は、2015年7月5日にユネスコ世界遺産に登録された「日本の明治産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に関する『保全状況報告書』を世界遺産センターに提出した¹。この報告書は、世界遺産委員会の登録決定（Decision:39 COM 8B.14）に盛り込まれた勧告事項の履行に関するものである。私たちは、日本政府がこの勧告をどれほど忠実に履行しているのかに対して、強い疑問と憂慮を表明したい。

私たちは、日本の当該施設の世界遺産登録を前後して、日本の登録への試みが、とりわけ侵略戦争と強制労働を隠蔽し、近代化の歴史を美化するものであると批判した²。2017年末には、世界遺産ガイドブック『「明治日本の産業革命遺産」と強制労働』を発刊した³。2015年の登録決定文4 (g) は、「各構成資産がいかに顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value）に寄与し、日本の産業化の一つまたはそれ以上の段階を反映しているのかを特に強調し、また各サイトの歴史全体（full history、または全体歴史）を理解できるようにする説明（presentation）のための解釈戦略（interpretive strategy）を樹立」するよう要求している。このような遺産の歴史全体に対する解釈戦略樹立義務とともに、登録決定文4 (g) の脚注に掲げられた日本政府代表の約束も重要である。日本政府は、「日本は、1940年代に一部施設において、数多くの朝鮮人とその他の国民が、その意思に反して動員され、厳しい条件の下で強制的に労役し、第二次世界大戦当時、日本政府も徴用政策を施行したという事実について理解できるよう措置を講じる準備ができている」としつつ、「日本は、インフォメーションセンターの設置など、被害者を記憶にとどめるための適切な措置を説明戦略に盛り込む準備ができている」⁴と述べた。こうした日本政府代表の約束自体は、歓迎すべきものである。しかしながら、日本政府のこれまでの勧告履行状況は、世界平和と人類共同の遺産保存のためのユネスコの目的と活動に逆行するものであり、ユネスコの存在理由まで疑わせるものである。

第一に、日本解釈戦略には、2015年7月5日に日本政府が公約した「意思に反して連れて来られ（brought against their will）」と「働かされた（forced to work）」の説明が全くない。「働かされた（forced to work）」が「支えた（supported）」に変更され、「歴史の全体」ではない半分の歴史しか説明されていない。

2015年の登録当時、日本政府は「強制的に労役」した事実と徴用政策に言及したが、依然として「強制労働」の存在を強く否定している。しかし、国際労働機関（ILO）の「条約勧告適用専門家委員会」は、1995年以来、日本軍「慰安婦」問題と朝鮮人、中国人の徴用

¹ Cabinet Secretariat, Japan, "State of Conservation Report – Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution: Iron and Steel, Shipbuilding, and Coal Mining (Japan) (ID: 1484), [http://www.cas.go.jp/jp/sangyosekaiisan/pdf/state_of_conservation_report.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/sangyousekaiisan/pdf/state_of_conservation_report.pdf).

² 添付資料「日韓共同声明書」（2017年7月5日）を参照のこと。

³ https://www.minjok.or.kr/wp-content/uploads/2017/11/2017_Guide_eng.pdf

⁴ UNESCO, World Heritage Committee, Thirty-ninth session, Bonn, Germany, 28 June – 8 July 2015, Summary Records, WHC-15/39.COM.INF.19, p. 130 句 220.

労働者問題は強制労働に関する条約に違反するものだとしている⁵。

第二に、日本が説明すべき強制労働の歴史は、いま、隠蔽を越え、一方的な歪曲の道へと進んでいる。保全報告書によれば、日本政府は、「明治日本の産業革命遺産」などで行われた「労働」と「徴用」について調査し、研究する方針を立てたという。しかし、この方針は民族差別や強制労働がなかったという主張を強化するためのものである。報告書は、特に、

「3) OUV（顕著な普遍的価値）に焦点を当てることを前提に、産業労働者のストーリーの解釈は、OUV期間における日本の産業労働者に焦点を当てつつ、OUV期間以外の産業労働者については、第二次世界大戦中に日本政府が国家総動員法の下で労働者の徴用政策を実施したという事実と、戦前・戦中・戦後に日本の産業を支えた（supported）多くの朝鮮半島出身の労働者がいたという事実を理解できるようにする」（51ページ）としている。強制労働被害者が産業を支えた者に変貌させられているのである。さらに、このような調査と研究の責任を担う産業遺産国民会議は徹底的に官主導で運営されており、関連する市民団体や資料館などの活動家・専門家と批判的な見解を有している研究者の参加は排除されている。2017年10月、この団体がウェブサイトにアップした「世界遺産軍艦島は地獄島ではありません」という動画は、日本政府がどのような姿勢で「歴史全体」に臨んでいるのかをよく示している。また、東京に「世界遺産情報センター」を設置するという計画は、該当の世界遺産から非常に遠く離れているだけでなく、被害者を記憶にとどめるための目的とどのような関連があるのか、理解できないものであり、不適切である。

さらに、「産業革命遺産」にとうてい分類されえない施設、とりわけ侵略戦争を正当化するイデオロギーを伝播した私塾がどのように人類の「顕著な普遍的価値」に寄与するのかについて説明することは、そもそも不可能なことである。自国中心の、軍国主義の歴史を賛美する歴史認識は、ユネスコの理念である世界平和と人権に正面から挑戦するものである。

この他にも、保全報告書は、解釈戦略に関連して技術的な問題ばかりに焦点を当てており、今後、該当する遺産において何を教育し、習得させるのかが明確でないなど、多くの問題点が含まれている。

私たちはまた、日本政府がユネスコおよび世界遺産協約の目的はもちろん、これまで国際社会が発展させてきた解釈戦略に関する基準を十分に考慮、実践していないことを、現地調査を通して確認した。その基準とは、1964年の「記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章」（ヴェニス憲章）⁶、2006年の「産業遺産ニジニータギル憲章」⁷、2008年の「文化遺産サイトのインタープリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章」⁸、2010年の「産業ヘリテージを継承する場所、構造物、地域及び景観の保存に関するICOMOS-TICCIH共同原則」⁹などである。「明治日本の産業革命遺産」が眞の人類の共

⁵ 例えは、International Labour Conference 83rd Session 1996, Report III (Part 1A), pp. 127-131; Observation (CEACR)

adopted 1998, published 87th ILC session (1999): Forced Labour Convention, 1930 (No. 29) - Japan (Ratification: 1932), para. 12, http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID:2172187.

⁶ The ICOMOS Venice Charter for the Conservation and Restoration of Monuments and Sites, 1964, https://www.icomos.org/charters/venice_e.pdf

⁷ The Nizhny Tagil Charter for the Industrial Heritage, <https://www.icomos.org/18thapril/2006/nizhny-tagil-charter-e.pdf>.

⁸ The ICOMOS Charter for the Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites, http://icisp.icomo.org/downloads/ICOMOS_Interpretation_Charter_ENG_04_10_08.pdf.

⁹ Joint ICOMOS

TICCIH Principles for the conservation of industrial heritage sites, structure, areas and landscapes, https://www.icomos.org/Paris2011/GA2011_ICOMOS_TICCIH_joint_principles_EN_FR_final_20120110.pdf.

同資産となるためには、日本政府がこのような国際基準にしたがって歴史全体についての解釈戦略を樹立し、公衆（the public）に説明する義務を果たさなければならない。つまり、公的な疎通（public communication）を通じ、これらの遺産が歴史と不可分の関係にあるということ認め、各遺産の真正性を完全かつ豊富に（the full richness）伝達しなければならない。2008年のイコモス憲章が「何を、どのように保存し、どのように公衆に伝達（present）するのかについての選択はすべて遺跡解釈の要素である」としたことからも分かるように、世界遺産委員会が日本政府に「歴史全体」についての解釈戦略を要求することは、世界遺産登録制度において必要不可欠なことだったのである。

このように、「明治日本の産業革命遺産」は、登録過程においてはもちろん、その後の履行過程において多くの問題点が見られる。私たちは、世界遺産委員会に対して、次の事項と合わせて、日本政府が公約を守り、これらの問題を解決するよう強く促すことを決定するか、報告書の再提出を求めるところを求める。

1. ユネスコ世界遺産委員会は、日本政府が提出した保全報告書を、委員会の決定と国際社会に明らかにした日本政府の約束、遺跡解釈に関する国際基準に鑑み、持続的かつ徹底的に審査し、監視すること。
2. 日本政府が明らかにした現在の解釈戦略では、「歴史全体」を忠実に伝達（present）し得ないことを明確に示すこと。
3. 朝鮮人、中国人、連合軍捕虜の強制労働を産業遺産の「歴史全体」に盛り込ませること。
4. 「明治日本の産業革命遺産」が第二世界大戦、つまりアジアと太平洋地域における侵略戦争において遂行した役割を「歴史全体」に盛り込み、示させること。
5. 日本政府の解釈戦略事業の透明性を確保し、強制労働関連民間団体と専門家の参与を確保すること。
6. 日本政府が世界遺産委員会の決定と日本政府の約束を履行するために必要な具体的な措置を国際基準に見合った形でとるよう促すこと。

【団体紹介】

強制労働真相究明ネットワーク

韓国の「日帝強占下強制労働被害真相糾明委員会」の活動を支援するために、2005年7月全国各地から数多くの市民が参加し結成。これまで全国的な強制労働被害者の遺骨に関する調査や、未払賃金の供託問題、郵便貯金の問題など韓国の委員会と協力・連携しながらその実態の解明や情報公開などを日本政府に求める活動を展開。「明治日本の産業革命遺産」の登録に際して二度の声明を発表。

民族問題研究所

韓国近現代史の争点と課題を解明し、韓日の過去清算を通じて屈折した歴史を改めていくために、1991年2月市民の力で韓国ソウルに設立。『親日人名事典』、『日帝植民統治機構事典』など事典の編纂と発刊、強制労働被害者・遺族への聴き取り調査、裁判支援、証言集の発刊、資料収集・展示、歴史教科書国定化阻止運動など、学術研究と実践運動を同時に展開。現在、ソウルにて「植民地歴史博物館」の建設運動を推進中。

<世界遺産登録に際しての日本政府の説明・見解>

外務省のホームページの「国際機関を通じた協力」のところに下記の記載がある。

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」のユネスコ世界遺産一覧表への記載決定（第39回世界遺産委員会における7月5日日本代表団発言について） 平成27年7月14日

http://www.mofa.go.jp/mofaj/pr_pd/mcc/page3_001285.html

議長、

日本政府を代表しこの発言を行う機会を与えていただき感謝申し上げる。

日本政府としては、本件遺産の「顕著な普遍的価値」が正当に評価され、全ての委員国の賛同を得て、コンセンサスで世界遺産登録されたことを光栄に思う。

日本政府は、技術的・専門的見地から導き出されたイコモス勧告を尊重する。特に、「説明戦略」の策定に際しては、「各サイトの歴史全体について理解できる戦略とすること」との勧告に対し、真摯に対応する。

より具体的には、日本は、1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である。

【注1】「意思に反して連れて来られ (brought against their will)」と「働かされた (forced to work)」との点は、朝鮮半島出身者については当時、朝鮮半島に適用された国民徴用令に基づき徴用が行われ、その政策の性質上、対象者の意思に反し徴用されたこともあったという意味で用いている。

【注2】「厳しい環境の下で (under harsh conditions)」との表現は、主意書答弁書（参考）にある「戦争という異常な状況下」、「耐え難い苦しみと悲しみを与えた」との当時の労働者側の状況を表現している。

【参考】近藤昭一衆議院議員提出の質問主意書に対する答弁書（平成14年12月20日閣議決定）（抜粋）

「いわゆる朝鮮人徴用者等の問題を含め、当時多数の方々が不幸な状況に陥ったことは否定できないと考えており、戦争という異常な状況下とはいえ、多くの方々に耐え難い苦しみと悲しみを与えたことは極めて遺憾なことであったと考える。」

日本は、インフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である。

【注3】「犠牲者」とは、出身地のいかんにかかわらず、炭坑や工場などの産業施設で労務に従事、貢献する中で、事故・災害等に遭われた方々や亡くなられた方々を念頭においている。

日本政府は、本件遺産の「顕著な普遍的価値」を理解し、世界遺産登録に向けて協力して下さったベーマー議長をはじめ、世界遺産委員会の全ての委員国、その他関係者に対し深く感謝申し上げる。

【注4】今回の日本代表団の発言は、従来の政府の立場を踏まえたものであり、新しい内容を含むものではない。

【注5】今回の日本側の発言は、違法な「強制労働」があったと認めるものではないことは繰り返し述べており、その旨は韓国側にも明確に伝達している。

4. 「インタークリテーション計画」の概要

インタークリテーション監査とインタークリテーション戦略の成果として、下記のプログラムに示す9つの重要なステップが特定された。

タスク	説明	担当	タイムスケール
(1)	全ての構成遺産で一貫した顕著な普遍的価値の共通展示を展開	内閣官房、関係自治体	2018年度以降
(2)	各サイトの「歴史全体」の更新	内閣官房、関係自治体	2018年度以降
(3)	朝鮮人労働者を含む労働者に関する情報収集	一般財団法人産業遺産国民会議	2016年度から継続中
(4)	「産業遺産情報センター」(東京)の設置	内閣官房	2019年度
(5)	「明治日本の産業革命遺産」のインタークリテーションに関する認定制度の検討	一般財団法人産業遺産国民会議、関係自治体	2018年度以降
(6)	人材育成研修と研修マニュアル	一般財団法人産業遺産国民会議、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会	2017年度
(7)	世界遺産ルート	明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート推進協議会	継続中
(8)	スコティッシュ・テンが開発したデジタル3Dリソースを用いた、長崎の非公開施設である第三船渠とジャイアント・カンチレバークレーンの現地及びオンラインでのインタークリテーション—特に仮想訪問	一般財団法人産業遺産国民会議	継続中
(9)	スコティッシュ・テンが開発したデジタル3Dリソースを用いた、小菅修船場跡と軍艦島の現地及びオンラインでのインタークリテーション—特に炭鉱のデジタル復元	一般財団法人産業遺産国民会議	継続中

上記ステップの詳細を以下に記載する。

(1) 全ての構成資産で一貫した顕著な普遍的価値(OUV)の共通展示を展開

インターパリテーション戦略に基づき、全ての構成資産に一貫した顕著な普遍的価値の共通展示を実施する。全ての関係者が方針に合意し、ブランド感のある世界遺産スタイルで統一的に展示をコーディネートし、実施する予定である。

(2)-(3) 労働者に関する情報収集を含む各サイトの「歴史全体」に関する進捗

内閣官房の「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」の委員、「明治日本の産業革命遺産」の登録に関わるイコモス査定に関与した国際ヘリテージの専門家、「インターパリテーションとプレゼンテーションに関する国際イコモス学術委員会」委員長他の助言により、以下の4つの方針が示された。

- 1) 顕著な普遍的価値のインターパリテーションに重点を置く: 世界遺産の本来の目的に従い、各サイトにおいて、登録された資産の顕著な普遍的価値を、他の関連する問題と混同せずに明確に説明する。その上で、勧告g)を履行する。
- 2) P.40に記載された顕著な普遍的価値の対象期間(1850年代から1910年まで)以外の各サイトの「歴史全体」の範囲は、1850年代以前と1910年から現在までの2つに分けられる。いずれにおいても各構成資産の背景の理解を補足する地域的な価値を念頭に「歴史全体」の範囲を絞り込む。さらに、各構成資産が立地するエリアにおける歴史全体のインターパリテーションについては、一次史料の収集や証言収録など質の高い調査を実施し、適宜、適切なメディアを通じていずれかの段階において公表する。
- 3) 産業労働の展示は、顕著な普遍的価値に重点を置くことを前提に、顕著な普遍的価値の対象期間における日本の産業労働に焦点を当てつつ、当該対象期間以外の産業労働については、第二次大戦中に日本政府としても国家総動員法に基づく徵用政策を実施し、戦前・戦中・戦後に多くの朝鮮半島出身者が日本の産業の現場を支えていたことが理解できる展示に取り組む。
- 4) 上記方針を踏まえつつ、朝鮮人労働者の徵用政策を含む戦前・戦中・戦後の在日朝鮮人に関する調査を実施する。

以上の方針を踏まえ(上記1)～4)の各々に対し)、以下の詳細な進捗状況とタイムスケールを設定する。

- 1) 2016-17年度にスキームを策定し、2018年度以降に、内閣官房の調整による方針の下で、全ての構成資産において一貫性のある顕著な普遍的価値のインターパリテーションを実施する。
- 2) 特別に委託した「インターパリテーション監査」において、複数の資産では既にP.40に記載された「歴史全体」のインターパリテーションが十分になされているとの評価を受けた。

留意を要するものについては、2018年度以降における更新が計画されている。

なお、産業労働の理解を促す資料として、推薦書文中 239 ページに「山本作兵衛の炭坑の記録画ならびに記録文書」が紹介されている。本記録画並びに記録文書は、「明治日本の産業革命遺産」の推薦過程において、ユネスコ「世界の記憶」に申請され登録された経緯をふまえて「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーション戦略に位置づけられる。本記録画並びに記録文書は、八幡にコークス原料を供給する筑豊における往時の炭坑労働への理解を促すうえで重要である。現在は、世界遺産の関連資産である旧三井田川鉱業所伊田豎坑櫓及び同第一・第二煙突と同じ敷地内に設置された田川市石炭・歴史博物館等において展示されている。

- 3) 一次史料や口頭証言に基づき、適切な場合、産業労働の展示については 2018 年度以降に更新する予定である。
- 4) 内閣官房は、産業労働に関する一次史料を、2019 年度中を目途に東京に設置が予定されている「産業遺産情報センター」において一般市民に共有する方向で検討している。口頭証言、出版物調査、これまでほとんど検討されなかつた一次史料の調査を含む、多くの調査が現在も進められている。

(4) 「産業遺産情報センター」の設置

第39回世界遺産委員会における決議(39COM 8B.14)の採択時に、勧告 g)の脚注として日本政府のステートメントの記録が言及された。

このため、日本政府は、2019 年度中を目途に総合的な情報センターとして「産業遺産情報センター」を東京に設置する方針であり、そのための費用を 2018 年度予算案に計上することを検討している。同センターは、産業遺産の保全の普及啓蒙に貢献する「シンクタンク」として、「明治日本の産業革命遺産」の資産全体を中心としつつ、産業労働を含む産業遺産に関する他の情報も発信する予定である。内容の詳細は現在検討中である。

(5) 「明治日本の産業革命遺産」のインターパリテーションに関する認定制度の検討

インターパリテーション戦略の実施に続き、インターパリテーションのクオリティ・アシュアランス(品質保証)を確保するために、2018 年度以降に、インターパリテーション提供者を広く認定する制度を検討し、全ての構成資産及び関連資産のインターパリテーションの普及啓蒙を促進する。

(6) 人材育成研修と研修マニュアル

インターパリテーション監査時に全ての構成遺産で実施されたインターパリテーション講義の入門シリーズに続き、2017 年度中に各サイトにおいて一連の人材育成研修を実施するとともに、各サイトのインターパリテーション・スタッフとボランティアが使用する研修マニュアルを提供する。

「産業遺産情報センター」の設置について（内閣官房・内閣府）

「産業遺産情報センター」設置検討の背景

- 平成27年7月、ユネスコ世界遺産委員会において、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産として登録された。
- その際、世界遺産委員会において、「歴史全体についても理解できるインターパリテーション（展示）戦略」を策定するよう決議されたことを踏まえ、日本政府はインフォメーションセンターの設置などの適切な措置を当該戦略に盛り込む旨発言した。

※世界遺産委員会決議（抜粋）

g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインターパリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインターパリテーション（展示）戦略とすること。

「産業遺産情報センター」設置場所の検討結果

- 設置場所は、①構成資産が全国の8県11市にまたがること、②日本政府として設置を約束した経緯があること等から、全国の情報を集約して発信する拠点としてふさわしい、東京都内で検討。※総合的な情報センターとして23資産全体の世界遺産価値を中心に情報発信。
- 既存の国有財産を有効活用する観点から候補地を絞り込み、有識者による検討会の意見も踏まえ、総務省第二庁舎別館（新宿区若松町）の一部を展示スペースとして活用する方向で、関係府省連絡会議において方針決定。

○産業遺産情報センターに関する関係府省連絡会議

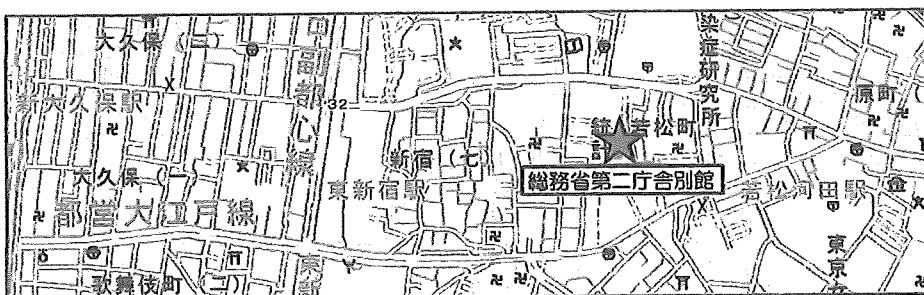
- | | |
|--------|----------------|
| 第1回 | 平成29年9月27日(水) |
| 第2回 | 平成29年12月12日(火) |
| 【方針決定】 | |

○産業遺産情報センターに関する検討会（有識者）

- | | |
|------------|----------------|
| 第1回 | 平成29年10月3日(火) |
| 第2回 | 平成29年10月31日(火) |
| 第3回 | 平成29年11月10日(金) |
| 【報告書取りまとめ】 | |

【総務省第二庁舎別館】

所在地	東京都新宿区若松町19-1
用途	事務所
竣工年	1978年（昭和53年）12月
構造	鉄筋コンクリート造 地上4階建て
建築面積	1,081 m ²
延べ面積	2,781 m ²
	（うち1階・2階の一部を活用予定）



- 平成30年度に改修工事（内閣府において予算要求中。展示工事については平成31年度要求予定）を行い、平成31年度中を目途にオープンすることを目指す。

記事一覧

並べ替え：並び替え



メッセージ映像「誰が世界に誤解を広げたのか」

メッセージ映像 2017年12月22日



メッセージ映像「誰が歴史を捏造しているのか」



メッセージ映像「誰が軍艦島の犠牲者なのか」



産業遺産国民会議
NATIONAL CONGRESS OF INDUSTRIAL HERITAGE

今、軍艦島に対する誤解が、書籍、新聞、テレビ、映画など、メディアを通じて世界に広がるうとしています。事実でない主張が事実として世界に伝わることは、歴史を歪め、さらなる誤解を生みます。そこでこのウェブサイトでは、太平洋戦争当時に端島で暮らしていた人々が、自らの生きた言葉で歴史を語ります。特に、虐待や人権蹂躪があったとされている朝鮮人徴用工について、旧島民や関係者の証言映像、さまざまな歴史資料を公開します。

情報提

© 2017 一般財団法人産業

なお、本ウェブサイトで配信する証言は、証言者の記憶に基づいたもので、事実にあいまいな点が含まれることをご留意下さい。また動画や資料の一部には、現在では適切でないとされる語句が含まれる場合がありますが、臨時中の一般的な用語はそのまま使用しています。

一般財団法人 産業遺産国民会議

集会アピール（案）

2015年7月にユネスコ世界遺産委員会が、「明治日本の産業革命遺産」を世界遺産に登録してから3年が経過しました。軍艦島（端島）などには多くの見学客が訪れています。「世界遺産」効果はあらわれていると言えます。

しかし、日本政府はユネスコに対する約束を履行していません。2015年7月、ユネスコは「産業革命遺産」の世界遺産登録に当たって8つの勧告を出しました。その中で、「説明戦略」に関して「各サイトの歴史全体について理解できる戦略とすること」との勧告も行いました。佐藤地ユネスコ大使は、これに「真摯に対応する」と約束しました—「日本は、1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者らがいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府として徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である」。さらに佐藤大使は、「犠牲者を記憶にとどめるため、インフォメーションセンターの設立のような適切な措置を説明戦略の中に盛り込む準備ができている」とも述べました。

このユネスコ勧告の履行状況について、日本政府は2017年11月30日に報告書を出しました。その報告書は多くの問題を含んでいます。①「意思に反して」連行され、「厳しい環境の下で働かされた（forced to work）」朝鮮半島出身者らは、日本の産業を「支えた（support）」存在にされました。②「犠牲者を記憶にとどめるため」に設置されるはずの「インフォメーションセンター」は、長崎や福岡の労働現場から1千キロも離れた東京に設置することになっています。これは「真摯な対応」とは言えません。

ユネスコは1946年11月に創設されました。ユネスコ憲章前文は「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」との文章で始まっています。「平和が失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かれなければならない」とも述べています。ユネスコは、戦争を二度と繰り返さないとの反省に立ち、「教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献する」ために創設されたのです。ユネスコ世界遺産も、「人類の知的及び精神的連帯」を築くのに資するものでなければなりません。世界遺産は単なる「観光資源」でもなければ、「成長戦略」の道具でもないのです。まして「歴史修正」のための材料ではありません。

「明治日本の産業革命遺産」は、「ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示す」（登録基準ii）ものであり、「歴史上の重要な段階を物語る、あるいは景観を代表する顕著な見本」（登録基準iv）であると評価されて、世界遺産に登録されました。しかし、それは日本の軍事大国化、植民地支配と戦争を支える産業基盤でもありました。そこには朝鮮人、中国人、連合国軍捕虜が強制労働を強いられたという歴史も刻まれています。それを忘れてはなりません。

今、日本には3千万人近い人びとが海外から訪れます。長崎にも毎年数十万人もの海外旅行客が訪れ、世界遺産も見学します。その大半は韓国、中国、台湾からの訪問客です。それらの人びとに歴史の事実を伝えてこそ、「知的・精神的連帯」を築くことができ、友好と平和をつくっていくことができます。

私たちは、「明治日本の産業革命遺産」が、真にユネスコの世界遺産として国境を超えて全ての人びとに受け入れられ、平和構築に貢献する資産となるように保全されることを望みます。そのためには日本政府が、2015年7月の約束を誠実に果たしていくよう求めます。

2018年6月23日
「『明治日本の産業革命遺産』と強制労働」集会参加者一同